

令和 3 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 3 年 1 2 月 2 1 日
- ・ 開 会 令和 3 年 1 2 月 2 1 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 1 2 月 2 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博
2 番	三	條	幸 夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史 隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕 之	10 番	深	川		昇
5 番	原	本	哲 己	11 番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好 雄	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課参事	建設課参事
移住・定住支援室長	住民福祉課長
住民課長	総務課主査

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和3年12月21日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	小堀弘樹	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和3年12月21日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和３年１１月３０日～令和３年１２月２１日》

１１月３０日 第６回議員協議会

１２月 ４日 大空町女満別Ｂ＆Ｇ海洋センターリニューアルオープン式典

９日 第１４回総務厚生・第１４回産業建設文教合同常任委員会

第１４回総務厚生常任委員会

第１４回産業建設文教常任委員会

１５日 第１１回議会運営委員会

２１日 令和３年第４回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 3 年第 4 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、4 番、田中裕之議員及び 5 番、原本哲己議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、8 番。おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、12 月 15 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 6 人、町長から提出されております案件が 8 件であります。このほか、議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 12 月 21 日に開会し、12 月 22 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしました。その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査結果といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 12 月 22 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 22 日

までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

○町 長 おはようございます。令和3年第4回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

9月24日、明治安田生命「地元の元気応援募金」目録贈呈式及び健康増進に関する連携協定締結式に臨みました。生活習慣病の予防、がん対策など、健康づくりに関する事項を相互連携して取り組むこととしたところであります。併せまして、ご寄附を頂戴いたしました。

9月27日、東藻琴幼稚園閉園式に臨みました。後に出てまいります10月1日、認定こども園ひがしもことの開園式にも出席したところでございます。これにより、長年の課題でありました幼児教育の民間への移行と施設整備が整ったところでございます。

9月28日、北海道町村会理事会が札幌市で開かれ、出席いたしました。令和2年度の決算について審議をし、認定をしたところであります。

9月30日から12月6日までの間におきまして、第39回から第41回目となります新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。緊急事態宣言後の対応やワクチン3回目接種のあり方などについて、協議をしたところであります。

10月1日は、大空町認定こども園ひがしもことの開園式に臨みました。

同日、表彰審査委員会を開催してございます。貢献賞、善行賞、奨励賞、22件につきまして諮問し、審査をいただいたところであります。

10月4日は、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催されました。令和4年度採用職員の一次合格者を決定したところであります。本町では10月8日、二次試験を実施いたしまして、6名を内定者としたところであります。

10月7日は、ニューノーマル時代の暮らし・まちづくり研究会。民間企業も参加する研究会のメンバーとなっており、今回はリモートでの開催でございました。地域における文化施設の役割、あり方についての発表があったところであります。

10月11日から14日にかけて、航空会社や関係する企業を訪問いたしました。ピーチアビエーション、フジドリームエアラインズ、日本航空、全日本空輸、フタバ食品、ボッシュなど、大阪府、愛知県、東京都、栃木県、神奈川県に出向きまして、訪問したところでございます。コロナ後の戦略、対応などについて意見交換をさせていただきました。

10月21日は、全国道の駅連絡会総会が愛知県で開催され、出席いたしました。この総会是对面、オンライン、書面の併用開催により行われたところであります。私は直接参加をいたしまして、この総会において副会長に選任されたところであります。

10月22日は、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会視察研修会が本町で行われました。協議会の本年度の事業といたしまして、大空高校の視察が組まれ、道内各地から担当者が来町されたところでございます。

10月23日、オホーツク圏活性化期成会北海道知事との意見交換会に臨みました。鈴木知事の出席をいただき開催されたところであります。私からは空港、航空業界への支援拡充について、意見を述べさせていただきました。

10月25日は、オホーツク地域づくり連携会議（北網ブロック）が行われました。カーボンニュートラルについて、意見交換、国からの説明も行われたところであります。今後、大空町としてこういった取り組みを行っていくかが課題と捉えております。

10月28日は、株式会社北海道エアシステムとの包括連携協定締結式に臨みました。協定後の初事業として、大空高校の取り組みを実施したほか、各分野において事業等を今後検討してまいりたいと思っております。

11月3日は、大空町表彰式を挙行いたしました。

11月6日、稲城市市制施行50周年記念式典が開催され、出席させていただきました。祝辞を述べるとともに、姉妹提携30年を記念し、記念品の交換を行わせていただいたところであります。

次に、11月16日であります。北海道合併処理浄化槽普及促進協議会要請活動を東京で行いました。私は会長といたしまして、副会長2名とともに北海道選出の国会議員と環境省、国土交通省に対し、予算の確保や制度改正などについて要請をしたところであります。

同日、東京におきまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され、これにも併せて出席いたしました。全国から600人弱の市町村長の参加があり、道路整備の必要性について再確認した次第でございます。

翌11月17日には、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会秋

季要望として、要望活動を行いました。前日の大会に引き続き、要請活動に参加したわけでございます。

1 1月25日は、内閣府を訪問いたしました。職員とともに訪問いたしまして、高校寄宿舍兼交流センターの整備について要請するとともに、いろいろアドバイスをいただいたところでございます。

1 1月26日は、北海道「命のみち」づくりを求める東京大会に参加いたしました。民間団体も参加し、北海道等が主催する大会へ参加したわけであり、その後の要請活動、意見交換会にも参加し、地域の高規格幹線道路の整備を要請したところであります。

1 2月2日、北海道町村会理事会及び臨時総会が札幌で開催され、出席いたしました。来年4月21日に北海道町村会創立100周年の記念式典を実施することを決定したほか、臨時総会では、欠員となっていた副会長に石塚新篠津村長、竹中上士幌町長を選任したところであります。

1 2月8日は、女満別B&G海洋センターリニューアルオープンに臨みました。同財団の菅原理事長に出席いただき、開所式を行ったところであります。当日参加をいただいた幼児たちが元気に新しい施設で遊んでくれたことが何よりであったと感じたところであります。

以上、行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に、一般質問を許します。4番、田中裕之議員。

◇田中議員 はい、4番。皆さん、改めましておはようございます。

質問に入ります前に、今回、私の一般質問におきましては、私の体の状態をご配慮いただきまして、自席にて着席のまま質問させていただくことを許可いただきましたことに感謝を申し上げまして、令和3年第4回定例会において、通告書どおり一般質問を行います。

まず、1点目であります。干ばつにおける畑地かんがい施設の整備について、質問いたします。

近年、気候変動によると思われる異常気象により、世界各国で災害が起こっています。日本でも大雨による災害や、逆に雨が降らないための干ばつや異常とも思われる高温などにより、毎年のように被害が起きています。

大空町では、今年7月から8月にかけて、高温とほとんど雨が降らなかったために干ばつ状態になり、基幹産業であります農業が打撃を受け、一部の作物は大きな被害を受けてしまいました。

しかしながら、美幌町の一部の地域と女満別の高台の一部地域では、美幌町にあります古梅ダムの水を農業用水として使用できる畑地かんがい施設の整備がされていたため、干ばつの期間もリールマシンで水を撒くことができ、被害を最小限に抑えることができたと思います。

そこで、この畑地かんがい施設の整備に関する考えや、今後の干ばつにおける対策について伺いたいと思います。

次に2点目、冬期間におけるキャンプ場の営業についてであります。

大空町には、女満別地区に女満別湖畔キャンプ場、野営場、そして東藻琴地区には、芝桜公園キャンプ場があります。夏から秋のシーズンにかけては、たくさんの方にご利用いただいているわけですが、その期間がすぎると営業を終了してしまいます。

しかし、冬キャンプをしている方が増えていることから、冬期間のキャンプ場の営業をするところも増えてきています。

そのことから、大空町でもキャンプ場の冬期間の営業を検討されてはいかがかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上、2点のことについて質問いたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。

今年の6月から8月上旬にかけてまして、雨はなく、アメダス女満別の観測データは6月、20ミリ、7月、4ミリという状況でありました。本年、住吉、豊里、大成地域で、かん水調査を実施しております。調査結果については、後ほど担当者から説明をさせたいと思いますが、かん水をした圃場は平均以上の収穫量となっており、畑地かんがいが干ばつ対策に効果があることが分かります。

大空町で畑地かんがいが整備されている地域は、大成、大東、中央、巴沢の一部の地域であります。このほか、住吉、豊里、本郷地域は河川の水利権を有しており、かんがい配水が可能な地域でもあります。この地域は、事業費も低く、早期対応が可能と思われませんが、その他の地域につきましては、国営事業と道営事業も併用した整備になろうかと思えます。

畑地かんがい整備には、多額の事業費と時間を要することになります。維持費の一部は、受益者に継続して負担していただきますので、地域が一体となった要望が必要となります。今後、各地域と協議をいたしまして検討したいと、そのように考えます。

次に、キャンプ場の関係であります。近年のアウトドア志向に後押しされ、キャンプ場の利用者数は増加の傾向にあります。当町におけるキャンプ場は3カ所、女満別湖畔公園キャンプ場と野営場、東藻琴芝桜公園キャンプ場でございます。なお、利用状況は後ほど、これも担当者から説明をさせたいと思います。

女満別湖畔公園キャンプ場、野営場は、現在、7月、8月の2カ月間の営業となっています。営業収支は、料金収入と人件費がほぼ同額で、他の維持管理経費を含めると若干の赤字という状況であります。従前、3カ月の開設としていましたが、9月以降の利用者数が大きく減少していた経過も踏まえ、令和2年度から7月、8月としたところであります。女満別湖畔公園は

一年を通じて開放されているため、冬場は炊事場、トイレの使用はできませんけれども利用可能となっております。実態として、昨年の冬期間も複数のキャンパーが利用しておりました。

東藻琴芝桜公園キャンプ場は、7月、8月、9月の営業となっており、冬期間は施設そのものを閉鎖するため、キャンプは行われておりません。

道内で冬期間営業しているキャンプ場は、冬も使用可能なトイレ、屋内の炊事場、バンガローやコテージ、センターハウスの設置や吹雪の際には避難できる体制も含め、提供されているようでございます。

女満別湖畔公園の施設は、北海道の施設でありまして改修をする場合などは協議が必要になってこようかと思えます。

現時点で冬期間のキャンプ場運営は多くの課題を抱えておりまして、実施することはなかなかハードルが高いと考えております。まずは営業期間の延長など、そういったことを検討し、さらにその延長線上として冬期間の営業の可能性などについて探ってまいりたいと考えているところであります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 まず、干ばつがありました6月から8月上旬にかけての気象状況についてですが、気温は、6月から7月上旬までは平年値を若干上回っております。7月中旬から下旬にかけては、平年値を5度程度上回る状況となっております。日照時間につきましては、6月から7月まで平年値50時間から60時間を推移しておりますが、本年度は60時間から110時間の推移と平年値を上回っております。降水量は、月別降水量の6月平年値72ミリに対し20ミリ、7月平年値76ミリに対し4ミリと強い干ばつ状況でありました。

住吉、豊里地区で実施しております網走川中央地区かんがいモデル事業のかん水調査結果ですが、秋まき小麦の収量、かん水区10アールあたり子実量671キログラム、無かん水区10アールあたり子実量747キログラム。無かん水区に対しまして、かん水区が10.2%の減収となっております。タマネギの収量であります、規格L大、かん水区10アールあたり581キログラム、無かん水区10アールあたり0キログラム。規格L、かん水区10アールあたり3,317kg、無かん水区10アールあたり1,344キログラム。規格M、かん水区10アールあたり1,791キログラム、無かん水区10アールあたり2,618キログラム。規格S、かん水区10アールあたり0キログラム、無かん水区10アールあたり473キログラム。収量合計、かん水区5,689キログラム、無かん水区4,435キログラム。無かん水区に対しまして、かん水区が28.3%の増収となっております。レタスの収量ですか、かん水区10アールあたり3,471キログラム、無かん水区10アールあたり1,914キログラム。無かん水区に対しまして、かん水区が81.3%の増収となっております。

次に、カルビーによる芋へのかん水調査結果ですが、畑の土質、芋の品種

により調査結果が異なりますか、無かん水区に対しまして、かん水区が1.3倍から1.7倍の増収となっております。調査結果は、秋まき小麦以外、かん水区で増収となっております。

調査結果の説明については以上です。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からはキャンプ場の施設の利用料金、利用者数などについてご説明いたします。

女満別地区につきましては、湖畔にキャンプ場と野営場がございます。キャンプ場はすべてフリーサイトで、利用料は大人1人300円となっております。また、野営場につきましては28区画あり、利用料は無料です。今年の利用状況ですが、女満別湖畔キャンプ場の利用者数は3,247人で107万7,500円の収入がありました。野営場の利用者につきましては、339組となっている状況でございます。

次に、東藻琴地区のキャンプ場につきましては芝桜公園の敷地内にありますが、コロナの影響で昨年から使用不可としておりますが、ドリームハウスというバンガローが3棟あり、利用料は4,500円となっております。また、オートサイトは25区画あり、利用料は1,500円にプラス大人1人あたり300円で、今年設置した電源を利用する場合には、さらに1,000円加算されることとなっております。フリーサイトの利用料は、大人1人300円となっております。東藻琴芝桜公園キャンプ場のオートサイトの利用者数は975人、フリーサイトの利用者数は441人で合計85万300円の収入があったところでございます。

以上、説明といたします。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。それでは畑地かんがい施設の整備について再質問いたしますが、国営畑地かんがい整備事業の2期工事を検討するための地域整備方向検討調査の一環として、畑かん施設未整備の東部高台地区を中心としたアンケート調査を網走開発建設部が行い、新規地区での畑地かんがい施設の整備を含めた構想がまとめられたということですが、現在のところ事業化に向けた具体的な動きには至っていないということですが、それはなぜか、お知りなら説明していただきたいと思っております。

また、今後どのような方向に向かっていくのか、もし分かれば説明をしていただきたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 女満別高台地域への対策案ということでございますが、古梅ダムからの用水供給について、計画時から地域の営農状態が変化をしたため、平

成30年度から令和2年度にかけ、地域整備方向検討調査というものを実施しております。古梅ダムの用水におおむね540ヘクタールの余力があり、水利権を新規取得することが可能という試算が出されました。

一方、未給水地域で意向調査をした結果、大空町では704ヘクタール、美幌町では622ヘクタールの整備要望となったところであります。新規要望をすべて満たすためには現在の古梅ダムの水量だけでは足りず、新規の水源の確保が必要となり、検討が必要となるわけでございます。

当町といたしましては、次の段階としての地区調査の実施を要望いたしましたけれども、当時、美幌町からは施設の老朽化に合わせて整備を行ってはどうかとの意見もあり、地区調査は一旦休止ということになったところでございます。

しかしながら、本年度の干ばつ状況もあり、美幌町においても地区調査の必要性、また、気運が高まり、お互いに連携をいたしまして、地区調査の実施要望に向けて対応していきたいということで確認されているところでございます。今後、美幌町と連携をいたしまして、この調査を進める中で対応を検討してまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。高台の未整備地区での対策を聞いた訳ですけども、低台地区の干ばつの対策というのは、どう考えられているのか伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 本郷、住吉、豊里地区でございますが、ここは施設の整備、備品購入を行えば、かん水を行える地域でもございます。今年度の干ばつを受けまして、野菜の生産組合の代表者の方々とリールマシンの導入について、すでに協議を行っております。共同利用が可能な作物もございましたが、使用時期が重複するため、個人使用を希望する意見も多数あったところでございます。

現在、町が保有している台数では、希望台数を確保できないことが想定されます。案といたしまして、低台地域の次期道営事業の整備を考えるわけですが、一つには、水田、翌年は転作田として輪作するような圃場の場合、その水利権の取り方ではリールマシンを導入できない可能性があるかと北海道からアドバイスを受けております。

また、面整備事業を道営事業で行うということに併せてリールマシンを導入するということになりますと、事業費が決まっておりますので、面整備の事業量が制約を受けてしまうという可能性もございます。さらに、採択が令和8年度以降、今のスケジュールでいうとそのような考え方になりますので、実施はそれ以降ということで、かなり時間を要するということになります。

また、水田活用の直接交付金の支給の方針がこのたび発表されましたが、

その詳細や交付金の動向が不明であって、上手くこの事業を取り組めるかどうかということなどの問題、課題があるわけであります。

今、考えておりますのは、女満別南部地区の道営事業により、リールマシンの一部を更新します。そして古くなっていますリールマシンを低台地区に貸し出して対応できないかということ考えているところでございます。北海道へこの手法について確認をしましたところ、リールマシンの処分制限期間は8年であり、それ以降であれば、まずは更新することは可能であると。そして古くなった機種について、他の地域で使用することも問題ないとの回答をいただいております。更新は今できるとすれば、令和6年度以降ということになるかと思っておりますので、それが実現できれば、それ以降、旧機種について低台地域に回して利用するということが可能となり、これが1番早い方法ではないかと、そのように検討しているところでございます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。それでは、東藻琴地区の干ばつ対策はどう考えているのか伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 東藻琴地域でございます。まずは河川からの用水を取得する方法、これが正攻法になるかと思っておりますけれども、もう一つは、緑ダムの水利用権を東藻琴へ譲渡してもらうという可能性もあろうかと思っております。

用水を取得する方法でありますと、先ほども申しましたように多額の事業費と時間を要することになるかと思っております。緑ダムからの用水供給でございますが、ダムの水利用権取得可能面積に現状では達していない、まだ多少の余力があるというふうに私ども承っております。現在1市3町、私どもを入れて4町になるわけでありまして、その他の1市3町のご協力やご理解ということが得られるならば、水利用というのは可能性があるのではないかと考えるところでございます。

それに向けて、どういった調査、またさらには関係市町のご理解を受ければいいのかということもありますが、そういう視点を持って、今後、関係者の方と調整を進めてみたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。先ほど古梅ダムのほうの余力が540ヘクタールほどあると言われたのですが、その後の調査で700ヘクタール以上、アンケート調査では必要だということですが、これ古梅ダムだけで余力が足りない場合はどういうふうな考えでかんがい対策を行っていく考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 当時、地域整備方向検討会の中で開発局から提案がありましたのは、美幌川から取水をして要望地域に用水を配水するという手法での検討でございました。そうなりますと改めて国営の管路、道営の管路、ファームポンド等の設置が必要ということになりますので、事業費としては高額になってきます。また、事業期間もそれ相当の年月が必要となってきますので、そのときはどの程度のスケジュールでいけるとか、そこまでの話にはなっておりませんので、10年、15年サイクルの事業として考えていかなければならないというふうに考えております。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。先ほどダム之余力がまだ540ヘクタールぐらいあるということだったのですが、今、大成のほうまで水が来ていますが、大成の隣の開陽地区とか日進地区はすぐ隣なのでエリア拡大というのは容易だと思うのですが、もしこの事業が進んだ場合はそちらのほうを優先して行くという考えになるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 実際に散水できる地域は先ほど申し述べた地域でございますが、今、ご指摘の地域などについては、防除用水等の立ち上げについては整備されているかと思っております。

どこの地域が優先されるかということでもありますけども、それは地形上の問題でありますとか、そういったものを整理しておのずと決まってくるものかなと思っております。ただ、私素人ながら考えますには、藻琴山の裾野の古梅ダムから引いてきているわけでありますので、高い地域、私どもの地域で言えば開陽でありますとか日進であるといったところが優先的に整備に向いているのではないかと、そのように受けとめております。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。畑かん施設の整備については次の質問で最後になりますけれども、大空町ではここ何年か大雨による被害がありまして、その都度、大雨による対策というのは十分とられてきたと思いますが、干ばつの被害というのは今までそれほど大きな干ばつがなかったために、残念ながらあまり対策は取られてこなかったように感じるのですが、今年は大きな干ばつになりまして、被害も大きくなりました。これからこういう干ばつがまた起きる可能性も十分ありますので、早急に計画を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先輩達からは、干ばつに不作なしというような言われ方も伝えられておりますが、それもやはり程度の問題であろうと、そのように思っております。最近の気象の状況というのは極端から極端に振れるということで、降り出したら止まらない、乾きだしても止まらないということが常々あることになるだろうと思っております。過去の先輩たちの言葉もありますが、今の状況をしっかりと捉えて、大空町の基幹産業である農業をしっかりと守るうえでも、営農に対する水というものは必要になるだろうと、そのように受けとめております。

先ほど言いましたようにすぐになかなか対応できるものでないだけに方向性をしっかりと持って、計画的に進めてまいりたいと、早急にこういった取り組みについて進めてまいりたいと考えているところであります。

今後ともご指導といたしましょうか、ご支援をいただきますようお願いを申し上げますと存じます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 はい、4番。それでは次にキャンプ場の営業について再質問します。

実はこの話は先月行った両地区 J A 青年部との懇談会の中で出てきた話として、「大空町にはキャンプ場があるのに冬はやらないのですか」と。「道東方面ではやっているところがないために、他のところに行ってしまう。こちらにもそういう施設があったら女性の方も1人でする人もいるし、道東にはないから人気が出るのではないか」という意見をいただきまして、今回、質問させていただいた訳ですが、僕のほうでも調べたのですが、道東のほうにはなく、道央とか十勝地区、道南とか、そちらのほうが多くて、北海道には約300近くキャンプ場があるのですが、そのうち50近くが冬に対応できるキャンプ場になっているわけですが、それを見ますと大体オートサイトとフリーサイト両方あるキャンプ場が冬キャンプをやっているとして、東藻琴芝桜公園がフリーサイトとオートサイト両方のキャンプ施設がありますし、温浴施設もありますし、また、何かあった場合にはバンガローに避難するというのもできるのではないかと思いますし、両地区一遍ではなくて、片方の東藻琴地区だけでも冬の営業を検討されたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 芝桜公園のキャンプ場は、公園の中に温浴施設も備えております。そんなことで冬期間の利用もやればできる可能性があるのではないかと私も思うところであります。最初から経営をするということ、なかなか利用があるのか、さらには運営ができるのかということもありますので、その試験的

な、例えばモニターツアーのようなものを企画して一度体験をしてみるとか、さらに、精通したインストラクターなどの方を招聘してやってみるとか、そういうことも必要ではないかなと思っております。

最近、町にグランピング、高級なキャンプというのでしょうか、そういうものの可能性のあるキャンプ場ということで、事業者の方から大空町でそういうものができないかというような、お問い合わせもあったところであります。そういった方々を例えば将来的には誘致していくとか、そういう方々の力も借りながら試験的なものをやってみるということも可能性としてあるのではないかなと。

そういうところからこの地域で本当にそういったものができるかどうか、そういうことを手がけていくと。その中で、将来的に運営ができるかどうか、課題が何かといったことについて整理をしていければと、そのように考えております。外部の力もいただきながら、試験的なことについては検討してみたいと、そのように思うところでございます。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 はい、4 番。冬のキャンプというのは、まず、晴天時の夜の満天の星空と焚火です。夏は虫が多いですが冬は虫がいないということで女性のキャンパーも増えてきています。焚火に至っては、昔は地面において焚火をしていたのですが、今、焚火をするコンロみたいな物がありますので、それを使ってやる方がほとんどなので、そういうこともありますので、ぜひ、今回こういう意見をいただきましたので、先ほども課長の説明がありましたが、コロナで人が入らなかったということだったのですが、ぜひ、チャンスと捉えて、前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 青年部の方々とお聞きをいたしました。若い方の発想でありますので、そういった方々を中心に要望といいたしでしょうか、希望、ニーズというものもあるのではないかと、そのように考えます。

先ほど、モニターツアーと言いましたが、外部の方々ばかりではなくて、地域の方々にそういったものを例えば体験していただくということも可能性としてあるのではないかと思います。そういった取り組みの発端を作りながら、しっかりとしたものになるように努力をしてまいりたいと思います。

そういった冬のキャンプの魅力というものに触れられるように試験的な取り組み、まずはやってみたいと、そのように思います。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 はい、4 番。終わります。ありがとうございました。

◇議 長 これで田中裕之議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時54分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、3番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 皆様、改めておはようございます。通告に従い、令和3年第4回定例会において、一般質問をさせていただきます。ほかの方の質問と重なるところがありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

最初の質問は、大空町高齢者移動支援事業についてです。

この事業は、在宅の高齢者の方や重度の障がいをお持ちの方の外出機会の創出、生きがいつくり、買い物などを支援するために福祉タクシー券、外出支援タクシー券と2種類のタクシー券を交付し、タクシーを利用した場合に運賃の一部を町が負担するものです。対象者は75歳以上の方、身体障害1級、2級、または内部障害で3級の身体障害手帳をお持ちの方、知的障害A判定の療育手帳をお持ちの方、精神障害1級の精神障害保健手帳をお持ちの方です。

内容については、福祉タクシー券が1枚あたり、初乗り運賃相当額を町が負担するタクシー券を年間9枚、町民税所得非課税世帯に属する方に18枚交付しております。外出支援タクシー券については、3千円までの運賃のうち、初乗り運賃を超える金額を負担するタクシー券を年間7枚、町民税所得非課税世帯は14枚を交付しております。

これらの事業について、現在の取り組み状況はどうなっているのか、町長より伺いしたいと思います。

続いて、企業版ふるさと納税について、質問をさせていただきます。

企業版ふるさと納税制度は、各地方公共団体の地方版総合戦略に位置づけられた地方創生に関する事業に対して、企業が寄附を行った場合に当該寄附について税の優遇措置を受けることができる制度です。平成28年に創設されました。令和2年の制度改正で税の優遇措置が拡充され、損金算入による軽減効果と併せて最大で寄附額の9割が軽減をされます。

そのように企業にとっても大きな節税効果があり、自治体にとっても、本来なら財政上の問題で行なえなかったことも、この事業で集めた資金を活用することにより、新たな事業に取り組むこともできます。そのようなことから、他の自治体も力を入れて取り組みを始めております。

大空町の取り組みはどのようになっているのか、町長より伺いしたいと思います。

続いて、大空高校の取り組みについて、質問をさせていただきます。

生徒たちの農畜産物の加工販売についてです。

生徒たちの農畜産物の加工販売は、東藻琴高校時代から今日の大空高校まで続いております。歴史としては昭和54年から、本校の生徒、教職員が丸となって乳製品の加工研究を開始し、昭和57年にナチュラルチーズ、カマンベールチーズが完成、商品化にこぎつけました。昭和58年から東藻琴村のチーズ工場が本格的に生産に着手し、現在の合併後も大空町の特産となり、ひがしもと乳酪館で販売されております。昭和59年からは肉加工製品の研究開発を始め、ハム、ソーセージ、ベーコン等、オリジナル製品の本格生産、販売を開始しております。現在も販売会の目玉商品として大変な人気を博しております。

また、授業についても、農業技術の高度化に対応するために、バイオ技術や環境制御技術教育にも取り組んでまいりました。平成5年度にコンピュータ制御温室が完成し、培養植物の順化育成、洋ランの増殖、トマト、カラーピーマンの水耕栽培の研究等を進めてきました。平成16年からは、ヤーコンの成長点培養の研究と、今日まで地域産業にも大変な貢献をしてきた教育機関だと思っております。

また、交流マルシェについても、高校生と町内の協賛団体とともに、地域商店街活性化の取り組みにもつながっており、地域住民との貴重な交流の場にもなっております。

今年度から新しい高校へ移行されましたが、今後もこの取り組みを継続して行っていくことができるのか、また何か考えなどがあれば、教育長よりお伺いしたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきますので、町長、教育長よりお答えいただきたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。利用実績の詳細は、後ほど担当者からご説明をさせていただきたいと思っております。

令和2年度は、当初交付している分に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、福祉タクシー券5枚、外出支援タクシー券3枚を追加で交付させていただきました。交付率は減少いたしました。利用額については113万1,000円の増額となりました。交付率でございますが、コロナ対策分で申請をされなかった方がいらっしゃったために全体としては減ったものと、そのように受けとめております。

令和3年度でございますが、11月末現在で交付率は68%、前年比マイナス4.1%となっております。例年、冬期間になりますと足元が滑るでありますとか、冬道の運転が不安だという方が申請に来られるため、最終的にはもう少し伸びるのではないかと考えております。

令和3年度、交付案内時にアンケート調査を実施いたしました。結果につきましては、これも後ほど担当から説明をさせますけれども、47%の方が「満足」や「やや満足」以上ということでございました。そして25%の方

が「普通」というようなお答えをいただきました。ある意味、一定程度のご理解をいただいているものと受けとめております。

さきの模擬議会でも高齢者の移動支援に関する一般質問がございました。そのときの答弁と重なりますけれども、こういった制度は、これで完成形というものはないように思っております。今後もさまざまなご意見を伺った中で、より使いやすくなるような事業にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

次に、企業版ふるさと納税についてでございます。企業版ふるさと納税は、地方創生の取り組みを進化させることを目的に平成28年度に創設されました。企業が総合戦略に位置づけられた事業に対し、寄附した際、法人事業税、法人住民税、法人税の優遇措置を受けることが可能となります。制度創設当初は約6割の税の軽減効果を受けられるものでございました。地方自治体が制度を活用するためには、総合戦略に位置づけた個別事業ごとに地域再生計画を策定し、認定を受けなければならないという制度でございました。しかし、令和2年度の税制改正において、税の軽減効果が最大約9割まで引き上げられたところでございます。併せて、個別事業ごとの認定という方式から包括的な認定となりまして、手続きに関しても簡素化が図られたところでございます。

大空町におきましては、第1期総合戦略における企業版ふるさと納税の実績はございません。令和2年度に制度が簡素化されたことに伴いまして、第2期総合計画の地域再生計画を同年の9月10日付けで提出いたしまして、11月6日付けで認定を受けたところでございます。しかしながら、こちらも現段階での実績はないという状況になってございます。

ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 上地議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

上地議員からは、質疑の中で東藻琴高校が昭和54年から取り組んでまいりました食品加工の歴史について、ご紹介をいただいたところでございます。詳しくご紹介いただきました。私からは、大空高校になってからの現状について、ご答弁を申し上げたいと思います。

最初に農業実習やマルシェの現状についてでございますが、大空高校は本年4月に町立の全日制総合学科として開校したところですが、旧東藻琴高校及び旧女満別高校の2、3年生も学籍を変更しており、現状では生産科学科と普通科が混在する3科併科の高校となっております。その中で、旧東藻琴高校の2、3年生については、従来の教育課程を保障するため、野菜や草花、食品製造や食品流通など、農業高校としての授業を行っており、実習畑やハウスで栽培、収穫した農作物を味噌やジュースに加工したり、食品衛生について学びながら、ソーセージやベーコンといった肉加工品を製造する実習を行っています。

例年町内で開催している交流マルシェやフレッシュマーケットですが、今

年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、年度の前半はやむを得ず中止を余儀なくされましたが、緊急事態宣言が解除となってから初めて開催した収穫祭には多くの地域の方々にお越しいただき、生徒たちのつくった農産物加工品や肉加工品のほか、鉢花や野菜などを買い求めていただいたところです。交流マルシェやフレッシュマーケットは、生徒たちが農業教育を学んだ成果を地域の方々に知っていただくことなどを目的として実施しているもので、教育実践活動の柱の一つとして、これまで取り組んできているものでもございます。

こうした取り組みの継続の可否について、ご質問いただきましたが、新設の大空高校は従来の農業高校から総合学科に再編されたことから、教育目標を変更し、「産業人を育成する学校」から「将来の進路をみずから実現するための力を身につけるための学校」としたところです。そのため教育課程の見直しが図られ、新たなスマートアグリ探求系列では、草花や農業情報系の授業を中心に行うこととしており、食品製造や食品衛生などの課程がないため、これまでと同じ教育活動をそのまま継続することにはならないことになります。また、大空高校としては新たな教育課程の中で、ICT教育の推進を初め、キャリア教育と探求学習を軸に学びを深めていくこととしており、生徒の教育活動を地域の皆さんに知っていただく機会、場面を今後どのようにつくっていくかは、現在、学校において検討を進めております。

一方で、教育委員会としては、これまで旧東藻琴高校が築いてきた食品加工の技術を何らかの形で継承していかなければならないと、そのように考えており、どのように教育活動に関連付けるかなど、学校の考えも聞きながら具体の検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 私からは、福祉タクシー券及び外出支援タクシー券の令和2年度利用実績と令和3年度のタクシー券交付時に実施いたしましたアンケート調査の結果について、一部抜粋して報告させていただきます。なお、タクシー券の利用率と利用額の実績につきましては、町内事業者にかかる分についてのご報告とさせていただきます。

まず令和2年度当初に交付いたしました福祉タクシー券の実績についてでございます。交付率につきましては72.1%、利用率は43.9%、利用額は336万9,000円で行いました。令和2年度、コロナ対策で交付いたしました福祉タクシー券の実績につきましては、交付率が50.0%、利用率61.4%、利用額が117万円で行いました。令和2年度に交付しました当初分とコロナ分を合わせました福祉タクシー券の合計につきましては、交付率61.2%、利用率が47.4%、利用額は454万円で行いました。

続きまして、令和2年度当初に交付いたしました外出支援タクシー券の実績についてでございます。交付率につきましては72.1%、利用率が21.

5%、利用額は418万5,000円となっております。また、令和2年度にコロナ対策で交付いたしました外出支援タクシー券の実績につきましては、交付率が50.0%、利用率45.8%、利用額が167万7,000円となっております。

令和2年度に交付いたしました当初分とコロナ対策で交付いたしました外出支援タクシー券の合計につきましては、交付率が61.2%、利用率が30.3%、利用額が586万2,000円となっております。

令和元年度と比較いたしますと、交付率は9%減少しております。交付率の減少につきましては、年度当初の申請時では増加したものの、コロナ対策分を申請された方が少なかったため、全体としては減少となったものでございます。当初交付分で足りているという方が、コロナ対策分の申請をされなかったためと考えているところでございます。

利用率でございます。福祉タクシー券は0.6%の減少、外出支援タクシー券は6.7%の増加となりました。福祉タクシー券は当初交付分では減少しましたが、コロナ対策分で増加したものの、全体としては減少というふうになってございます。当初交付分で足りている方の利用回数が少なかったためと考えてございます。外出支援タクシー券の当初交付分につきましては減少となっておりますが、コロナ対策分で増えたため、全体としては増加となっているところでございます。令和元年度に比べまして利用回数が増えており、外出の機会が増えたものと思われるところでございます。

また、利用額についてでございます。福祉タクシー券は113万1,000円増加となりました。また、外出支援タクシー券につきましては164万7,000円の増額となっております。年度当初の交付分だけ比較いたしますと減額というふうになってございますが、コロナ対策分を追加で交付したことにより、全体としては増額となっているところでございます。コロナ対策分を交付したことで、令和元年度より外出機会が増え、利用額の増につながったものと考えてございます。

令和3年度の福祉タクシー券及び外出支援タクシー券の交付率につきましては、68.0%となっているところでございます。令和2年度と比較しますと交付率は4.1%減少しておりますが、これからの冬期間におきまして申請に来られる方が予想されるところでございます。

令和3年度11月末現在の利用実績についてでございますが、令和2年度の同月における実績と比較いたしますと、両タクシー券とも利用料及び利用額は減少しているところでございます。令和2年度はコロナ対策分といたしまして追加で交付したことに伴い、利用料及び利用額が伸びたものと思われるます。

続きまして、アンケートにつきまして、令和3年3月19日から5月31日までに回収した分を集計いたしました。このことについてご報告させていただきます。アンケートにつきましては、1,014世帯に配付いたしまして538枚回収したところでございます。53.06%の回収率でございました。「タクシーを利用してどこに行きますか」の質問につきましては、町外の通院に利用されている方が1番多く51.86%、次いで町内の通院が

44. 61%、3番目に町内、役場や銀行などの利用で43. 87%となつてございます。目的別では通院での利用が最も多いことが分かったところでございます。また、町内だけではなく、町外にも多くの方が利用されていることが分かったところでございます。

「タクシー券をすべて利用できる」と答えた方は27. 32%、「すべて利用できない」と答えた方は63. 38%でございました。「すべて利用できない」と回答した方のうち「福祉タクシー券が残る」と回答した方は39. 22%、「外出支援タクシー券が残る」と回答した方は53. 72%で、タクシー券が残る理由につきましては「車があるから」が最も多く約7割、「もったいないから」という方が2割強、その他といたしまして「あまり外出しない」、「家族に送ってもらう」などといった意見がございました。

現在のタクシー券交付制度の満足度ですが、先ほど町長からも答弁があったことと存じますか、「不満」と回答された方、「やや不満」と回答された方を合わせますと17. 1%の方が何らかの不满を持っていらっしゃるということが分かったところでございます。一方で、「満足」と回答された方、「やや満足」と回答された方を合わせますと47. 77%、で「普通」と答えた方を足しますと73%以上となり、おおむね今の制度内容について一定のご理解をいただいているものと考えているところでございますが、「福祉タクシー券が少ない」また「外出支援タクシー券が使いづらい」といった声も寄せられたところでございます。

免許証返還後の移動手段では、「タクシーを利用する」と答えた方が最も多く72. 05%、次に「家族にお願いする」が32. 92%、3番目が「バス」ということで29. 19%でございました。また、「どのような移動手段があれば利用したいですか」との質問では、「乗り合いタクシー」が20. 07%、「町内巡回バス」が18. 40%、「利用しない」が17. 10%で、「免許証を返納後はタクシーを利用する」と回答された方が7割と多くいらっしゃいましたが、「乗り合いタクシーや町内巡回バスなどがあれば利用したい」という方は、それぞれ2割程度にとどまる結果となったところでございます。

私からの報告につきましては以上でございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。改めて高齢者移動支援事業について再質問させていただきたいと思います。

参事からも詳しく実績などもお聞かせをいただきましたし、また町長からもいろいろとお聞かせをいただいたのですが、その中で改めて質問したいと思いますが、アンケートでは「やや満足」や「普通」を合わせると7割ぐらいが満足しているということですが、2割くらいの方が不満に思っているところと。

この高齢者移動支援事業ですけど、目的が同じだと。外出、また通院が1番多いということも確認をしましたが、通院とか買い物とか生きがいつくり、外出機会の創出というのが目的であります、なぜ2種類あるのかなと思っ

ています。正直な話、商品券と同じように金額を統一して、例えば500円だったら500円、提案であります枚数を多く配付するとか。あと2割の中でもあったよう外出支援事業については、初乗り運賃を超えた3千円相当額を負担するということではありますが、利用する方によっては、前回までは5千円で3千円に変更した経緯も委員会で確認をしていますが、やはり統一した方が使う人も使い勝手がいいのではないかと。何故かというところ障がいをお持ちの方が対象なので、さきの質問のとおり。障がい者の方を支援する場合、基本、簡略化して一つの事業にまとめるというのがセオリーです。福祉については。だから私は目的が同じなら一つに統一し、枚数も使い勝手のいいようにしたほうがいいのではないかと。

外出支援を使わない理由としては、お釣りがでないと、または場所によっては隣接している地区もあるので「そんなもったいなくて使えない」というお声も実際聞いています。だからやはり、もう少し使い勝手がいいように調整したほうがいいのではないかと、この事業について。

あとアンケートですけど、回答率も約半分近い50%以上いただいているということですが、アンケートの対象の方で、75歳以上の高齢者の方対象であります、中には軽度の認知症をお持ちの方もいるし、独居の方もいると。また身体障がいをお持ちの方、中には知的障がいをお持ちの方もいると。精神障がいと。そのような方にアンケートを行う場合、せっかく地区担当の保健師の方がいるからニーズは把握できるはずなんですよね。この対象者を見たら。私の町の保健師の方が優秀なところは、誰が出てもその地区の方の情報を知っていると。そのようなこともありますから、アンケートをしなくても課題を抽出することができるのではないかと。接している場面が多いので。

あと、申請についても、このような対象の方、あくまでも申請主義なので窓口に来なければいけないのは分かるのですが、ご家族がいる方はいいですが、実際に保健師の方が関わっている方もいるので、そのような方の支援も受けながら、もう少し簡略化できないのかと。そのように思っております。実際そのことに対して、どのようにお考えかと。

あと要綱も町長が言われたように少しずつ変えていかなければいけない制度だと思っておりますが、対象が身体障害手帳の対象の方ですけど、交付申請するまでに何回も医療機関にかかったりするのです。対象者によっては。だから、例えば身体障害者手帳の交付の関係とかということで通院が多く必要な場合、客観的視点で医師が必要と認めた場合に交付できるようにしてもいいのではないかと。それが本当に地域の足に困っている、本当の福祉の目的に沿った使い道になるのではないかと思います、併せてお伺いをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 福祉タクシー券でありますとか、外出支援タクシー券の制度でございませけれども、私の前任の町長の時代、さらにはその以前だったかもし

れませんけれども、その頃からある制度でございます。

当初は福祉タクシー券、さらに所得制限や家族制限を加え、特定の方の移動手段として交付をされていて、初乗り運賃について助成をするという内容のものでございました。それからもう20数年いろいろな改正を加えながら今日に至っております。大きな変更点といたしまして、初乗り運賃500円なにがしになりますけれども、その分の助成だけでは農村部にいる方々については数千円かかると。町まで出てくるのにも。初乗り運賃だけでは、さらに負担が大きいということなどもあって、乗り合いタクシーの実証実験なども行いましたけれども、結果的には現在の外出支援タクシーの制度になっていると。そんなこともありまして、二つの制度が並立するという形になっているのが現況でございます。

福祉タクシー券や外出支援タクシー券の考え方といたしまして、一部はご負担をいただくという考え方がどちらもございます。確かにすべてを賄ってあげればそのほうがいいことは分かりますけれども、やはり、すべて無料ということではなく、一部はご負担をいただきたいということが根底にある制度ともなっているわけであります。ただ、結果的にそういう変遷を経る中で、まだ使い勝手が十分でないということがあります。今後も社会の動向でありますとか、そういったものを捉えながら、町民のご要望に応えられるような制度になっていけばと思っております。さらなる検討を行っていきたいと思います。

障がい者の方の手帳の交付申請の関係のご提案といいたししょうか、ご提示がございましたけれども、確かに申請手続きから交付されるまでの間に一定の期間がかかります。その間は今現在でいいますと、手帳交付前でありますのでタクシー券を利用できないということになります。これは私どもの考え方としては、手帳の申請の最終的な判定というのは北海道において行われるわけでありますが、過去の事例でも、実際には申請をされましたけれども交付対象にならないという場合もあったということがあるために、やはりきちっとその判定がおりた後、手帳交付後とさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

また、こういったときに福祉タクシー券や外出支援タクシー券はまだお使いはいただけないですけれども、心身障がい者等に対する旅費助成というものを別に持っておりまして、こちら側はそういった疑いをもって判断、検査、治療等にあたるときにも、公共交通機関などを利用した場合については一部を助成してございます。そういったものなどについて、ご利用をいただく中で対応いただければありがたいなと思っております。

また、交付についてのご指摘でございました。確かに役場の窓口まで来られない方もいらっしゃると思います。地域には民生委員の方もおりますし、また、見守りネット訪問員という方もお願いをしております。こういった方の協力もいただいて職員や保健師が直接訪問することで、その交付手続きなどをすることも対処してまいりたいと思います。ご指摘をいただいた部分について、改善をしてまいりたいと思います。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。町長より身障と交通費助成のほうもお聞かせをいただきましたし、保健師の方が訪問して、その際申請できるような、あとは民生委員とか、ほかの協力機関とも連携をしながら取り組んでいただけるということなので、このことについては終わりたいと思います。

続いて、タクシーの待ち時間ですが、実際に利用する方は、さっき言ったように目的が大体通院が多いということで、似たような時間にかぶってしまうと。中には「30分以上待たされた」というお話も聞きますし、「それが嫌でタクシー券は使わない」というお話も聞いたこともあります。

私としてはさっき言ったように、平成25年度に相乗りタクシー、乗り合いタクシーを実際に行った経緯もお聞かせいただきましたが、近隣ではICTを活用して、小清水町の事例ではありますが、12月15日から専用のアプリに出発地と目的地を登録すると、複数の希望に応じてAIが最短のルートを提示していただけるというものを、このすごいところは国の全額補助で1,000万円受けて、実際に開始をしていると。市街地中心で半径2.5キロほどだったと思いますが、網走ハイヤー主体で行うということですが、私としては、実際にこのように全額補助で行えればいいのですが、ですが実際に隣町でやっているということもあるので、職員の方が赴いて視察または取り組み状況についてお聞かせをいただくと。それが今日の取り組みにも活かすことができるのではないかと考えておりますし、産業構造とか人口構造も似たところがありますので、そういうのも参考にさせていただく。今後の取り組みにも活かしていけるのではないかと、情報共有することで。

もう1点は、4月からそら事業といって、情報を発信する事業を開始しますが、それで連動して待ち時間とか予約とかできれば高齢者の方も助かりますし、簡単にできれば。あとは現在GPSとかでどこを走っているのかもあるので、目的に沿って、複数で利用することによって運賃の削減にもつながるということもありますので、私はぜひ先進的なものを取り入れて、大空町独自のものをつくっていただきたいと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小清水町の情報は、私自身は新聞記事程度しか承知しておりません。今、同じような人口規模と言われましたけれども、決定的に違うのは、私どもは東藻琴と女満別の両地域があって、そこに事業展開をするタクシー事業者の方々も背景が違うということがあろうかと思います。女満別地区であれば確かに人口規模は似たような形態になろうかと思いますけれども、全町で展開をするということについては違いもあるということについてはご理解を頂戴したいと思ってございます。

また、小清水町ばかりではなく、道内にさまざまな交通機関の先進的な事例がございます。ライドシェアの取り組みをしているところもございます。

そういったものは行政も考えると同時に事業者の方のご理解もいただかなければならないところであります。

先ほどご提案をいただいたさまざまなことについて、行政だけが進めるということではなく、事業者の方と一緒にって取り組んでいかなければならないことと思います。確かに今のいろんな新しい情報機器を使えば可能であることはもちろんですけれども、事業者の負担が生じることになります。そういったところもどうやってカバーをしていくかということなども考えていかなければなりません。そういった事業者との連携、さらには道内のさまざまな地域での先進事例、それについては職員に直ちに調査をさせていただき、参考としてまいりたいと思っております。

併せて、ご指摘いただきました国の補助事業なども活用できるということもありますし、町が、今進めておりますそらナビの活用というところも当然視野に入れなければならないものと思っております。

そういった課題を拾い出しながら、地域の皆様の足を確保するという取り組みについて、これからも進めてまいりたいと思っております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。ぜひ、これからも地域の足を確保するためにお願いしたいと思いますし、先進事例はインターネット上だけではなくて、実際に職員の方が赴いて確認をするということで、よりすばらしい取り組みとかを確認することもできるのではないかと思っております。しっかりとこの点はお願ひしたいと思います。

高齢者移動支援事業についてはこれで終わります。

企業版ふるさと納税制度について、改めてお聞きをしたいと思ひます。

町長から取り組みの状況をお聞かせいただきましたし、実績は残念ながらゼロということで、ほかの自治体も力を取り入れている中、今後、力を入れて取り組んでいかなければいけない点もあるのではないかと思っております。

寄附者が興味や関心を持つように、いろいろなプロジェクトを近隣自治体も立ち上げ始めております。北見市においてはカーリングを利用した、地域資源を活用したものとか、そしてあとは人口交流の拡大とかにおいて、カーリング場の整備について、そのようなプロジェクトも立ち上げております。内容としては簡単に言うと工業大学があるので、北見工大と連携して先進的な科学技術を用いて国内外のトップアスリートのニーズに応えたカーリング場を整備すると。そして運営について寄附を集めております。また、近隣の弟子屈町においても、弟子屈高校支援と、そして人材育成プロジェクトというものを立ち上げております。内容としては、弟子屈高校を卒業した後、進学、就職した方が地域の企業にUターンできるような環境をつくっていくと。また教育にかかわる分野においては地域の教育、地域振興にかかわるような人材を育成すると。そして何よりも地元の中学生在が高校に進学しやすい環境を推進していくと。人材育成にいきますと、簡単に言うと実際に町内の企業に就職している方に資格、免許の取得などを助成したり、地域人材の育成に

も力を入れております。それらについて寄附を集めたり、プロジェクトを立ち上げております。ホームページで遠軽町の取り組みでおもしろいものがある、ロマンあふれる「森林鉄道の聖地」10トンディーゼル機関車の動態復元プロジェクトというもので寄附を集めております。ホームページを見れば企業の一覧も出ていて、ざっと計算するだけで1,000万円以上の寄附額を集めていると。そのようにおもしろいプロジェクトも立ち上げているのですよね。

私たちの町においても貴重な財源、これから競争になるのは確かなので、しっかりと魅力あるプロジェクトを立ち上げていかなければいけないと。ほかの自治体と競争していかないと、そのような貴重な財源を外からとることができないと思いますので、この点、しっかり取り組んでいただきたいと思います。また、新たに何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 人口が減少しておりまして、これが続きますと町税でありますとか地方交付税が減少していくということが予想されるわけであります。個人の皆様からのふるさと納税はもちろんでありますけれども、企業版のふるさと納税制度も有効に活用していくべきものと捉えております。

企業にとって税額控除を受けられるだけ、自治体にとって財源を確保するだけ、こういうことではなくて、人材の派遣でありますとかノウハウ、そういったものを通じて企業と自治体がパートナーシップをつくって、そして新たな可能性を生み出していくもの、それを結ぶものが企業版のふるさと納税ではないかと考えております。例えば、環境保全や脱炭素社会に向けた取り組みなど、単独の企業だけでは推進するというのは難しい面もあるかと思いますが、地方公共団体、私どもとともに取り組むことなどで、今言われておりますSDGsにも寄与することができて、企業としての価値化、企業の価値というものを高めることにもつながるのではないかと思います。

また、私ども自治体にとっても関係人口がそれによって拡大をしたり、さまざまな企業のノウハウの提供を受けられることで地域の課題解決にもつながるものと、そのように考えております。制度構築と活用に向けて努力をしてまいりたいと思ってございます。

企業版のふるさと納税を活用していくためには、寄附の活用事業を選んで、それを今、議員の言葉でいいますとプロジェクトとして昇華させて、高めて、寄附集めをしていくということが必要ではないかと。企業にとってもプラスになるような地域の取り組みプロジェクト、そこに企業側が賛同して寄附をしていただけるという形にしなければならないものと思っております。そういった意味で魅力のあるものを提案していかなければならないものと思っております。企業に対しても、ただ単に総花的に情報発信するということばかりではなくて、企業にもある程度、狙いをつけてといいましょうか、絞り込んでアプローチを行っていく、PRを行っていく、情報発信を行っていくということも必要ではないかなと思っております。確かに総花的に情報発信

をして、その中から興味があったところと交渉をしていくというやり方もありますけども、例えば私どもの町に進出してくださっているいろいろな企業もあります。そういうところとは今までの関係もありますので、そういったところに働きかけていくということも必要ではないかと考えているところでございます。

私としましては、そういったプロジェクトの中に住吉の里山再生委員会の活動、こういったものもぜひ提案をしていきたいものだと思っておりますし、さらに企業に興味をいただくためには、町の取り組みだけではなくて、例えば近隣の東京農業大学や北見工業大学、こういったところと町が一緒になって取り組む、そういったプロジェクトというものを数多く提案していく必要があるのではないかと思っております。そこにさらに企業の方々の財源やノウハウを傾注しながら、地域づくりにつなげていくということが大切ではないかと思っております。こういったものを役場の中の一つの課だけに担当させても、なかなかその横のつながりというものができずに、いいものになっていかないような気がしています。そういった意味から、役場の横断的な、できれば若い職員などを中心にそういったプロジェクトのチームをつくって、そして我が町が訴えていくその企業版ふるさと納税に訴える事業は何かというものを一つ、二つ、三つ、出し合いながら、それをさらにPRしていくということなども必要ではないかなと思っております。そんな中で、若手職員を登用して、そういった仕事をさせてみたいと思っておりますし、プロジェクトチームを立ち上げたいと、そのように思います。直ちにそういった人選にあたりたいと思っております。

先ほど言いましたように届け出は済んでおりまして、受け皿はできるということになっておりますが、具体的な取り組みがまだでございました。ぜひ、そういったところに今度は第一歩を踏み出してまいりたいと思うところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長から、新しい職員とか若手職員も入れて、課一つではなく横断的に取り組んでまいりたいと。また、町長に言われて感心したのは、ただお金を集めればいいというものじゃなくて、やはり企業と手を結んで企業価値も上げる。さっき言ったようにいろいろな脱炭素とかSDGsとか、いろいろな取り組みなども含めて、環境保全なども含めて、魅力的なものをぜひ、しっかりと新しい方を入れて取り組んでいただきたいと思いますし、若手の意見も参考にさせていただければと思います。ぜひ、しっかり行っていただければと思います。

企業版ふるさと納税制度については、これで質問を終了したいと思います。

続いて、大空高校の取り組みについて、教育長に再度お伺いしたいと思います。

教育長に説明をいただいたのですが、その中で食肉加工は総合学科に移行する中では難しいと。簡単に捉えると。そのように言われて、何とか技術と

か形は違えど継承していきたいというふうに言われたと思っているのですよね、確か。1番心配しているのは、先ほど言ったようなマルシェも食肉加工の目玉になっていて、技術の継承も先生方がきちっと引き継げる、実習にあたっている方ですね。そのようなことも続けていかなければいけないですし、実際に肉がなくなって、食肉加工とかなくなると、マルシェ自体が大変難しくなってくるのではないかと心配もしております。教育長は当然分かりますが、コロナ禍でも何とか開催できて、私も並んだのですが多くの方が訪れているということもありますので、地域のほうに門戸を開いて協議していくのは結構ですけど、やはり生徒も何らかの形でマルシェとかも含めて、今後も続けていけないかと。

実際に行くと生徒たちがすばらしいのは、ちゃんと商品の説明をしたり、接客をしたり、レジを打ったり、ある種の授業になっているんです。貴重な社会体験として。私としては何とか地域と協働しながら残すような方向に持っていたきたいと思いますし、先ほど言った生産科学の2、3年生、17日の記事で出ていたようにキタロッソどら焼き、これ札幌放送テレビのコンテストで入賞して、来月にはセイコーマートで販売されると。それが二、三年生12人の生徒が行ったと。生産科学科の。すごいことだなと、実際に地域振興しているんだなと感心をしました。私としては、しっかりとそのような取り組みを残せるようにしてほしいですし、また技術の継承についても、改めてどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

もう早速話さないと時間も限られていますよ。「2年生、3年生がいなくなったらどうするんだ」と地元住民も心配しています。そのことについて、改めて説明してください。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 お答えを申し上げたいと思います。交流マルシェやフレッシュマーケットといいますのは、先ほど申しましたとおり農業教育の一環として行ってきた活動であります。地域の方々にとっても地元の高校生の活動を知り、実際に生徒と交流することのできる貴重な機会であると認識をしております。多くの方が足を運んでくださるマルシェなどでもありますけれども、単に生徒たちと触れ合うというだけではなくて、やはり販売する製品が新鮮であるといったことや、すべてではありませんけれども市価より安いと、さらにはハンドメイドで味が美味しいといったことが、地元の住民の皆さんはもとより地域の皆さんを魅了している1番の要因ではないかなと、そのように私も感じております。

今後のマルシェの継続という部分については、1回目の答弁で申し上げましたように教育活動、授業として進めていくという部分については、目的が変わっているということもあって、従来のような農業高校がやってきていたすべての実習に取り組みないといったような事情がございます。実際に授業としてはソーセージをつくったりはしないということにはなりますけれども、

当然、マルシェをやるためには販売できる加工品自体の数が一定量確保できないと今までどおりの内容で開催するということはやはり厳しいということがあります。授業では取り扱わないものの、それ以外の形で肉加工など製造できないかということをいろいろ想定してみますと、例えば教科外の活動として、学校がそういうものを位置づけられればという前提条件がありますけれども、教科外活動として生徒が作製するという方法が一つ考えられますし、また、今後設立を予定しております大空高校の地域支援組織が主催する事業として、体験事業として休日などに作製するといった方法もあるのかなと。また、現在も行っていることでありますけれども、学校開放事業として地域の皆さんに作製をしていただくといったようなことも、高校には食品加工室がございますので、そういった活用なども十分考えられると思っております。

しかしながら、今までのような数量が確保するということは限られるのではないかなと、そのように思っております。これまで交流マルシェまたフレッシュマーケットを年数回開催させていただいておりますけれども、高校単独での開催というのは極わずかであります。多くは地元商工業者の皆さんを初め、また農家の皆さん、また産業開発公社さんなどのご協力をいただいて、毎回魅力ある催しものとなっているのが実情であります。そのようなことから、販売品のメニューを協賛団体間で補いあうといったこともできるのではないかなと思っております。地域の皆さんのご支援をいただきながら、交流マルシェやフレッシュマーケットを今後継続できるように、さまざまな方法を模索してまいりたいと思います。

また、食品加工に携わっている指導者あるいは技術者の育成の問題ですか、そういったご質問もあったかと思えます。それらについては、今までは農業の先生あるいは農業実習の方が担ってくれていたわけではありますが、総合学科になりますと単位制ということもあって、生徒が選択した教科に合わせて必要な先生を適正に配置していくという、そのようなことになります。したがって、農業系列を多く希望する生徒さんがいれば、農業の先生や実習助手など、複数人スタッフを配置するということになりますけれども、一方で逆の希望で、他の系列のほうに選択が集中するということになれば、農業関係の先生については少人数といったこともあり得るといった、そのような特徴があるかと思えます。さらに配置された先生方というのは一定年限勤務すれば人事異動によって大空高校を離れなければならないといったような事情もございますので、そのようなことから、こういった技術の継承あるいは人材の育成については、高校の教職員の配置計画とはまた別な形で考えていくべきものではないかなと思っております。

また、先ほど1回目のご質問のときにもご紹介いただきましたけれども、東藻琴高校で研究開発したのがチーズでございまして、東藻琴村として当時、製造工場をつくって商品化をしたという経緯もございます。現在はお承知のとおり乳酪館が受け継いで安定した製造販売も行われております。こういった事例もございますので、東藻琴高校が長年にわたって培ってきた、こういった技術を継承するためにはやはり人材の育成というのが最も重要だろうと思っております。どのような形で技術の継承と人材育成を図っていくか、さま

ざまな方法があるかと思っていますので、いろいろ探りながら、また先進事例も参照としながら方向性を定めてまいりたいと考えております。

◇議 長 3番、土地議員。

◇土地議員 はい、3番。このマルシェというのは、教育長も言われたように地域活性化にもつながっているの、何とか形を変えてでも残せるようにしていただきたいと思いますし、それに地域支援組織も設立をするということでありましたので、そこでしっかりとどのようにしていくか、また住民にもしっかりと取り組みを理解していただく、そのようにしっかりと行っていたきたいと思います。

実際、令和2年度、780万円の生産物売払いもあるし、令和2年度は残念ながらコロナ禍で661万円ですけど、確かに歳入で入ってきていますから、このようなすばらしい取り組みを今後も続けていただきたいと思います。

続いて最後になるんですが、先ほど教育長が言われたように先生の配置、実際に先生方と話す総合学科は一番先生方が多くいると。だからと言って、クラスの数で先生の配置が決まるというふうに説明を受けましたが、実際、大空町においては道の方に要請して2人加配を受けているということを確認させていただきましたが、農業実習、やはり生徒が多く希望する場合は複数人確保しなければいけない、それは当然だと。だからと言って、少人数だからと言って、あの9町近い面積を今後維持してかなければいけないということもありますので。校長先生とお話をする機会もあったんですけど、やはり技術継承の関係で、すぐ入れ替えをするのではなくて、しっかり最低限、職員を町のほうで要請をしたいというふうにも言っておりました。

このようなことから、農業実習についても令和3年度は2,048万円予算がついていたと思いますが、令和2年度が1,988万円ですね、決算資料だと。令和元年が2,037万円でしたが。確かに2,000万円近いお金はかかっていますが、ですが先ほど言ったように、今後も地域住民と協働しながら、現場の職員の先生方だけではなく農業実習にかかわる方の意見も聞きながら、今後、進めていただきたいと思いますが、そのことについて、最後、どのようにお考えか、改めて教育長よりお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 大空高校は、この4月から開校したということで、最初のご答弁で申し上げましたように、三つの高校が同時に混在してスタートしているということでありまして、農業の先生、旧女満別高校の普通科の先生、そして総合学科の1年生の先生ということで、一番今、体制としては大人数の体制でのスタートと。さらにやはり軌道に乗せるための体制強化という意味で、道教委のご理解をいただいて、現在は2名の増員配置といったことが叶い、教員意識一丸となって、新しい高校を軌道に乗せるべく日々頑張ってくださいるところでございます。

大空高校はご承知のように旧女満別高校と旧東藻琴高校の伝統を引き継いだ高校としてスタートしたわけであります。それぞれの持っている優れた伝統というものを新しい高校に注入しながら、新しい高校として子どもたちの進路に合わせた高校として成長させていくということでの船出を切ったということであります。

今まで培ってきた、東藻琴が取り組んできた、今、テーマとしていただいているその食品の加工といった部分も、どこまで高校の授業として継承し、残していくかということについては、先ほどから申し上げておりますように総合学科という範囲の中では縮小せざるをいかないものもあると。しかしながら、高校としての活動を地域住民の皆さんに発信し、そして支援していただき、愛される高校になるためのまさに過渡期にあるわけでありまして、もちろん現場の先生たち、いわゆる令和5年度になって初めて1年、2年、3年生が総合学科の生徒として揃うといったら失礼ですけども、令和5年度がある意味、総合学科で100%となる年度になるわけでありまして、そこに向けて大空高校をどう充実発展させていくか、子どもたちのニーズに合ったカリキュラムに合わせていくか、それに沿った体制づくりをどのようにしていくか、そのことは基準配置される先生だけではなく、応援してくださる農業現場の実習の方でもありますし、寮も含めた多くのスタッフが皆さん協力し合って、目的が達成できるものと、そのように考えているところでございます。

課題が一つ一つありますけれども、町としても一つ一つ、町民の皆さんが期待していただいている、継続していただきたいという想いは、十分私も重く、また真摯に受けとめているところでございますので、学校とも相談し、また、地域の皆さんにも事情を知っていただいたうえで、多くの皆さんに、また、立ち上がるだろう地域支援組織の皆様にも力を借りながら、愛される高校として着々と成長していくべく教育委員会としても努力をしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇上地議員 質問を終わります。

◇議長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時00分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2番。どうもご苦労さまです。それでは令和3年第4回定

例町議会において、通告書により一般質問をさせていただきます。

最初に、公営住宅の現状と今後について伺います。

公営住宅の現況と建替えなどについては、現在まで大空町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画を立て、計画的に進められており、次期計画について見直しがなされているところです。当然、建設年度の古い建物から解体、建替えを進められることと思いますが、今後10年程度の見通しをお聞かせいただければと思います。

2項目目、用途廃止により転居をされる方の補助などについて伺います。用途廃止により転居を余儀なくされる入居者の方から「転居に伴う経費がかかるので動きたくない」というようなお話もございます。現在、転居をお願いしている方への対応はどうなっているかお聞かせください。

3項目目、入居者の住宅の不具合等の対応について。入居者から日頃の小規模な修繕等の依頼が相当あるのかなと思いますが、その時にどのような対応をされているのかお聞かせください。

4項目目、夕陽台の単身者住宅の今後についてお伺いします。夕陽台単身者住宅は、空室、老朽化が目立ちますが、建物の中の改装等の考えはないのかお聞かせください。

以上の項目についてお尋ねします。

2点目、ヤングケアラーの実態と支援について伺います。

近年、大人が担うようなケアなど、責任を引き受け家族の世話などを行っている18歳未満の子どもたちのことがマスコミなどで報じられています。大空町にも対象となるような子どもがいるのであれば、実態の把握と支援をどのように考えているのかお伺いします。

3点目、空港、JRの利用促進等についてお尋ねします。

空港、JRなど、利用促進のための関係機関への補助の現状と今後についてお伺いします。

1項目目、国内チャーター便運航誘致のための航空会社への支援など、さまざまな支援を行っていますが、補助の内容、実績などをお聞かせください。

2項目目、空港、JR利用促進のため、町民の皆さんへの補助利用の実態と実績についてお知らせください。

3項目目、空港、JR利用促進のための課題。これは大きな課題だと思いますけれども、課題と今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、3点について、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。住宅関係でございます。

現在、住生活基本計画、町営住宅長寿命化計画に基づき、建替え事業や改善事業を計画的に進めてございます。計画は10年間でございますが、5年を目途に見直しを行うこととなっており、今年度見直しをしている最中でございます。具体的な計画内容について、そして、用途廃止に伴う入居者への

対応につきましては、後ほど担当者から説明をさせたいと思います。

修繕依頼の対応についてでございますが、入居者の方が来庁されたり、また、電話等で修繕依頼があるというのが中心でございます。このような場合、まずは担当職員が現場の状況を確認させていただくというところから始まります。職員で修繕が可能な場合は、その場で。対応できない場合は、公共施設営繕員または民間の事業者に連絡をいたしまして、修繕を行うのが通例でございます。修繕の内容や部品の在庫状況により着手する時期、また、完了までの時間、そういったものを要する場合もございますので、日程等について入居者に説明をし、対応しているところでございます。修繕の予算でございますが、令和元年度から３年度まで毎年といひましょいか、年間平均で約６００万円程度の修繕費を計上してございます。

次に、夕陽台単身者住宅についてでございます。単身の勤労者の町内定住を目的に補助事業を活用いたしまして平成４年度に１棟８戸を整備いたしました。現在３戸が長期にわたり空き室状態となつてございます。退去したときには検査を実施し、状態によっては部分的な修繕を実施してきているところでございます。長寿命化計画では、原則的に平成３年度以降の住宅というものについては維持管理をしていく施設と位置づけております。そのため、小規模な修繕を中心に管理していく住宅となっているわけでございます。女満別地区の単身者向けの町営住宅は、これらのほか、特定公共賃貸住宅であるしらかば第２団地がございまして。また、民間でも多く整備されているのが現状でございます。希望者の方から見ますと選択肢が多いということもあり、夕陽台を選択する方が少ないというふうに受けとめてございます。

また、現在の単身者の方々は、新しくて、浴室とトイレが別で、洗浄便座やストーブ、エアコンなど、そういったものが備えつけられていて、セキュリティも完備されているなど、高い水準を求められているように私どもも感じております。それから見ますと夕陽台の団地、私どもが管理しているものについては、魅力が乏しいと言わざるを得ない状況かと思つてございます。そんなことから、例えば部屋数を減らしてでも思い切った改装をしていくべきかとも考えますし、例えばペット可能にするような大胆な特色を持たせるか、そういう考え方もあろうかと思ひます。また一方で、改装せずに単身者住宅のことについては民間活力に委ねていくということのほうが現実的なのか。正直申し上げまして大変迷つてひるのが現状でございます。ただ、このままでいいというわけにもまいりませんので、今回を機にまたしっかりと検討させていただきたいと思ふところでございます。

次に、ヤングケアラーでございますが、この言葉、国は法令上の定義はないけれども一般に本来大人が担ふと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行つてひる子どもというふうな定義付けております。

国は都道府県や政令指定都市に調査を促し、北海道の調査結果は、本年９月に公表されました。対象は、公立の中学２年生、公立高校の２年生が対象となりました。５万人いらっしゃひましたが有効回答は１万１，０００件あまりというふうな聞いてございます。回答の中身では、中学２年生で３．９％、高校２年生、全日制で３．０％、高校の定時制では４．５％の生徒が

世話が必要な人に対し、生徒本人が世話をしていると答えていらっしゃると思います。対象は兄弟が最も多く、中学2年生の7割以上、高校2年生の5割以上を占めております。祖父母や父母の世話をしている生徒も一定程度いるようであります。

町独自の調査は実施しておりません。北海道の調査につきましても、市町村別の調査結果は公表されておりませんので、正直なところ実態は私どもも把握しておりません。しかし、単純比率に計算いたしますと中学生で8人程度、高校生で6人というような方々が該当するというふうにも考えられるわけでございます。

町ではヤングケアラーに該当するか否かにかかわらず、困っているようなことを抱えている子どもたちがいれば、所管課や関係機関などが連携し、個別のケース検討会議を開催して必要な支援を行うということにしているところでございます。

次に、空港、J Rの関係でございます。国内チャーター便就航に対する支援でございますが、平成23年度から女満別空港整備・利用促進協議会の事業として、ただし、経費の全額を大空町が負担することで、この支援を実施してまいりました。当時、網走市が事務局を担う女満別空港国際チャーター便誘致協議会もございまして、国際チャーター便の運航にかかる支援を基本網走市が全額負担していたため、大空町が事務局を担う女満別空港整備・利用促進協議会は、国内チャーター便の運航支援ということで役割を分担し、取り組みを進めてきた経緯にあります。実績は、後ほど担当者からご説明をさせたいと思います。

内容でございますが、チャーター便の着陸料、保安料、停留料、空港ビルの使用料、これらを助成するものでございます。このほかにも町の独自の支援策といたしまして、新規路線の就航や機材大型化などに対し、支援を行ってございます。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが大幅に減少した企業に固定資産税の2分の1、200万円を上限として支援を行いました。航空会社3社に対して計600万円の支援を行った実績がございます。このほか、L C C就航に伴うカウンター設備の支援も町として行っているところであります。

協議会の支援策の側では、利用者が少ないという厳しい経営環境の中にあっても運行便数を維持し、または早期に回復をいただいた路線に対し、支援をさせていただきました。これは令和2年度のコロナ感染対策としての対応でございます。さらに就航したL C Cに対し、路線定着支援なども実施しておりまして、これらは各市町の皆さん方にもご負担をいただいて実施をした事業でございます。

さらに今年度、第3回臨時会におきましてお認めをいただいた旅行事業者のツアー造成に対する支援策は、試験的であったために大空町が率先して全額負担しておりますけれども、さらなる要望もございすために、今後、協議会において各市町のご負担をいただき、拡充する方向で現在、調整しているところでございます。

町民への補助でございますが、空港利用促進を目的といたしました中で、

LCCが運行する成田線、関西線について助成を実施してございます。

JR利用促進を目的とした町民への補助でございますが、こちらは石北本線の特急列車に乗車した際、補助するものでございます。これらも詳しい内容については、担当者から説明をさせたいと思います。

課題でございますけれども、現在、空港利用促進は、先ほど言いましたようにLCCの利用に特化しているところではございますが、既存の航空キャリア、航空会社が運航する路線の利用についても支援を検討していく必要性を感じているところでございます。また、JR利用促進は石北本線の特急列車乗車に対する助成ですが、石北本線だけではなく、周遊パスポートの購入に対する支援なども検討してまいりたいと考えてございます。今後、こういった内容につきましては、議会の皆様にご協議をさせていただけるように準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇町長 星加住民課長。

◇住民課長 私のほうからですけれども、三條議員からのご質問の一つ目、解体、建替え等、今後10年間の見通しについて。それから二つ目になりますけれども、用途廃止により転居される入居者の対応について、ご説明させていただきたいと思います。

まず一つ目の解体、建替え等、今後10年間の見通しについてでございます。大空町営住宅長寿命化計画につきましては、国の策定指針の改定に準拠し、社会動向の変化と現状の供給管理戸数及び入居者特性や公募の状況などから、今後の必要戸数と団地整備計画についてまとめた計画となっております。整備については建替え、全面的または個別の改善、用途廃止及び維持管理の手法に振り分けており、手法のうち改善は、公営住宅ストック総合改善事業対象要綱に合致するものを対象とし、当町は屋根と外壁の修繕がこれに該当しております。また、それぞれの整備手法を選定する方法につきましては、国が示す公営住宅等長寿命化策定指針に基づき、事業手法の判定フローにより、将来ストック量の推計を1次から3次まで判定します。判定結果についてですが、令和3年度末の管理戸数548戸が10年後の令和13年度には82戸を削減し、466戸となる見込みとしております。

具体的に用途廃止予定につきましては、公園団地で令和5年度、6年度にそれぞれ24戸ずつ計48戸、青葉団地で令和13年度に8戸、北1しらかば団地では、令和6年度に10戸、9年度に12戸、中央さくら団地で令和9年度に4戸を見込んでいるところでございます。

建替えにつきましては、中央さくら団地で令和10年度から令和13年度までの4年間で16戸の建替えを見込んでいるところでございます。

個別改善ですけれども、あけぼの団地、東陽団地、はなぞの団地、北2すみれ団地、北2もみじ団地、北1ノンキーハイツ'91、西ノンキーハイツ'92、これらを10年間で主に屋根と外壁を修繕する計画としているところでございます。

維持管理につきましては、青葉団地の一部、しらかば団地、しらかば第2団地、夕陽台団地、中央さくら団地の一部、南ひばり団地、中央つつじ団地、南あさひ団地、北一しらかばハイツ、西ノンキーハイツ’95、南ノンキーハイツ’02となっております。昭和50年代に建設された住戸がまだ残っており、基本的には古い団地から用途廃止、建替え等を行う計画としておりますが、入居者の実情に配慮し、また、各団地の空き状況などを総合的に判断しまして事業手法を選択しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

二つ目の用途廃止により転居される入居者への対応についてでございます。用途廃止を予定してご案内をかけている団地につきましては、移転先の空き状況もあり、公園団地全戸と北一しらかば団地の古い団地10戸でございます。公園団地は総戸数48戸ありまして、現在11戸が入居している状況となっております。北一しらかば団地は総戸数32戸ありまして、現在13戸が入居している状況です。

用途廃止のご案内をしている団地につきましては10戸ありまして、今現在1戸だけが入居している状況となっております。北一しらかば団地の残り1戸につきましても、移転については同意をいただいているところでございます。公園団地につきましては、令和2年度に用途廃止のご案内を1回、移転に関するアンケートを2回、令和3年度に用途廃止のご案内を1回させていただいているところでございます。このほかにも個別の相談に応じて行っているところでございます。

移転に際しましては家賃の減額、移転補償費の支給、この移転補償費ですが、令和2年度と令和3年度は通常の倍額という形でご案内をさせていただいているところでございます。

用途廃止の時期につきましては、長寿命化計画の見直しの予定もあり、前倒しすることもありますということで説明をさせていただき、また、用途廃止直前のご案内ではご希望の団地に移転できない可能性もあることから、早目のご案内をさせていただき、少しでも選択肢が広がるようにしてきたところでございます。先ほども言いましたけれども、用途廃止の時期につきましては、計画の見直しを行う予定ということもあり、明確にいつということは、入居者の方にはお伝しておりません。また、移転補償費につきましては、北海道用地対策連絡協議会の補償標準単価表を参考にトラック運賃等にかかる経費で算出させていただいておりますけれども、ストーブなどの初期投資にかかる電化製品等につきましては、倍額の中で一部を補償しているところでございます。

転居に伴う経費がかかり動きたくないというお話は、申しわけありませんが所管には届いていないという状況でございます。このことにつきましては所管よりもお伺いしてご説明させていただきたいというふうに思いますので、情報について提供いただければというふうに考えているところでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 私からは、国内チャーター便の運航実績及び空港、ＪＲ利用促進のための町民への補助利用の実績についてご説明申し上げます。

まず、国内チャーター便の運航実績につきまして、事業を開始した平成２３年度から今年度までの実績についてご説明申し上げます。事業スタート初年度の平成２３年度、日本航空及び日本トランスオーシャン航空の計５便のチャーターが就航し、３１万１，７７６円の支援を行いました。その後、平成２４年度は、日本航空及び全日本空輸の計６便、４７万３，５４０円、平成２５年度は、エア・ドゥの２便、１１万４，５８５円、平成２６年度は、日本航空と北海道エアシステムの計５便、４９万１，９６２円の実績でしたが、平成２７年度から平成２９年度までの３年間は一便も実績はありません。平成３０年度は再び６便のチャーターが就航し、６便すべて初めて女満別空港にチャーターを運航したフジドリームエアラインズによるもので、６１万７，６９５円の実績がありました。令和元年度、フジドリームエアラインズの６便、６２万４，２６６円と再びチャーター需要が回復してきていましたが、令和２年冬からの新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出などもあり、令和２年度は１便もチャーターの実績はなかったところがあります。今年度は７月、８月にかけて、フジドリームエアラインズの３便、４６万５，２０８円の実績がすでにあり、また、これからの流氷シーズンに向け、同じくフジドリームエアラインズの運行で１２便が計画されているところです。スタートから令和３年度途中までであります。チャーターの実績のトータルは３３便、３０９万９，０３２円の支援を行ってきたところがあります。今後は、海外への旅行が難しい中であって、国民の旅行意欲が国内に向い、チャーターを利用してオホーツク地域に多くの方が訪れていただけることを期待しているところでもあります。

続きまして、空港及びＪＲ利用促進に資するための町民への補助の利用実績について、ご説明いたします。

まず、空港利用促進を目的とした町民への補助事業につきまして、令和３年度から令和５年度までの３年間の時限的な補助金交付要綱を制定し、ＬＣＣが運行する成田線及び関西線を町民が利用した際に補助を実施しています。片道利用料金の２分の１、２，５００円を上限とし、往復最大５，０００円の補助となります。今年度開始の事業であるため、年度を通じての実績はまだ確定していませんが、今現在で５５名の町民の皆様にご利用いただき、２２万８，６００円の補助を行っています。新規就航したＬＣＣ路線の定着化に町として寄与してまいりたいとの思いであります。

次に、ＪＲ利用促進を目的とした町民への補助につきまして、ご説明いたします。こちら令和５年度までの時限的な補助金交付要綱を制定し、町民が石北本線の特別急行列車に乗車した際、片道利用料金の２分の１、４，０００円を上限とし、往復で最大８，０００円を補助するものです。令和元年度からの事業でありまして、令和元年度は延べ１４２名の町民の皆様にご利用いただき、８０万３，６００円の補助を行いました。令和２年度は、コロナ禍の影響で利用実績が大幅に減少し、対前年度７７．５％減となる延べ３２名の利用で１３万９，０００円の補助となりました。今年度につきまして

は、年度を通じての実績はまだ確定していませんが、コロナ禍の影響は若干あったものの、今現在で延べ47名の利用で、24万8,000円の補助を行い、既に昨年度実績を上回っていますが、令和元年度までの水準には至っていない状況です。今後も引き続き、石北本線の維持のため、利用促進に向けた取り組みを進めてまいります。

私から説明は以上です。

◇議長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、公営住宅について再質問させていただきます。外壁の屋根などは計画的に進めて修繕するというふうな長寿命化のお話がありました。併せて、内装工事の改修についても必要なのかなというふうに思います。出たときに点検されて、大丈夫かなという感じで次の方が入居されるのだと思うんですが、どうも入っている方に聞くと、かなり汚れた部分でもそのまま入居というふうな実例があるようですから、ぜひ、退去された機会に中のほうもきれいに、ある程度改装してあげることが必要なのかなと思います。入居されている方も当然いろんな気を使っていたきながら、汚さないように生活をされているのかなというふうに思いますけれども、やはり、長い間生活していると劣化したり、黄ばんだり、クロス等の状況を見てみると結構ひどいなというところもございますので、ぜひ、外だけでなく、中の部分についても併せて検討していただければというふうに思います。

また、用途廃止によって転居される方の補助等は一律でお話をされているのかなというふうに思いますけれども、中には、ストーブ、ボイラー、住宅のカーテンなど、そのまま使えることはほとんどないと心配されている人がいるんですよね。その辺の不安を解消してあげることが大事なのかなということが一つ。よく「我々に急いで退去すれと言うけど、その後、土地利用、何か建てるの」というような話をよくされます。そこで曖昧に何か言ってしまうと、住んでいる方は、まだゆっくりここにいていいんじゃないかと勘違いしてしまうのかなというふうに思いますから、やはり、当分の間、土地利用がないということをはっきり伝えて、進めていただくのが大事なのかなと思います。

また、中には、これ分かりませんが、生活困窮者の方がおられるのであれば、一律の補助対応だけではかなり厳しいのかなと思います。十分それらのことを踏まえて、転居される皆さんが快諾していただけるような努力をしていただきたいと思います。

夕陽台の単身者住宅については、ここ数年、絶えず空き室が目立って、募集をかけておられるということで気になっていたのですが、先日、住宅を探している方がおりまして、住宅の中を確認させていただきました。驚いたのは、天井はタバコのヤニで真黄色、ユニットバス、トイレは黄ばんでいて、町長も先ほどお話ありましたが相当傷んでいて、これではとても紹介できる

ような物件ではないなと感じました。内装の改修とか風除室を設けるとか、寒さ対策ですね。それらのことについて、今後対策をしていただくことが大事かなというふうに思います。建物の外壁から見ると、鉄筋コンクリートですから、まだ数十年あるのかなと思います。その建物を無駄にしないためにも、中をしっかりと改装して使うことが大事なのかなと思います。

不動産屋さんからこんな話をいただきました。「最近、町外の方が町の中でどこか入りたいということで紹介をするんだけど、公営住宅、また、民間の住宅も同じように古くて町外に行ってしまうんだ」というお話をいただいたものですから、あ、そうかと。確かに長年経っている民間の住宅も結構ありますから、そこもやはり同じように中は古くなってきているのかなというふうに思ったりしています。

そのようなことから公営住宅をしっかりと、中を綺麗にするということと單身者住宅も併せてよくよく点検して、やはり見に来た方が住みたいと思うようにしていただくことが大事かなと思いますので、公営住宅の関係について、再度答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 はい、大変申し訳なく思っております。屋根、壁、外装部分も町として、長寿命化をしていくためには必要なことでありますけれども、民間、公的な私どもも問わず、大切なのは、そこに長く住もうかという意識を持っていただくことで、内装の改修というものも必要ではないかなと思っております。そういったところが、まだまだ私ども、ある意味で不動産業をやっているというふうにも言えるかと思っておりますけれども、その心得といいましょうか、そういうところが、まだまだ十分ではないということかなと思います。公営住宅などの仕組みの中には、一般の民間住宅もそうでありますけれども、敷金などの制度もございます。それは本来、現状を元に戻して、リニューアルしてもらうためのものでもありますので、そういったものをしっかりと活用することを含めて、中の改装といいましょうか、しっかりと次の方に引き継ぐ対応というものを考えていきたいと思っております。

過去に町内に幾つかある民間の單身者住宅をお持ちの方々に1戸あたり30万円の助成金を出して、町とすれば内装を綺麗にさせていただいて、そして、いろんな方に住んでもらうような、そういう補助金を創設しましたが、今はなくなりました。どうしてなくしたかといいますと、私どもは、議員がご指摘と同じように内装などを綺麗にさせていただいて入っていただくことを目的としたかったんですけども、結果的に使われたのは、建物そのものを長くもたせたいので、屋根、壁の改修に30万円を使うと。今、議員が言われた私どもの発想と同じようなことを町内の民間の事業者の方々にご利用いただいて、思ったところの対応にならなかったということで、一旦そういうところはなくした経過にございます。今回ご指摘をいただいたのは、それと同様の内容ではないかと思っておりますので、私どももそういう入っていただけるための努力というのを改めてしてみたいと思っております。

また、移転などにつきましては、低所得者の方もいらっしゃるし、確かにできるだけ、そのままのほうが経費はかからないと言われる方もあろうかと思います。確かに町の将来像を明確に示して、いついつから建替えが始まるということにならないとその気になっていただけないような場合もあろうかと思います。さらに生活面も含めて、単に住居の問題ではなくて、生活全体の相談事としてご相談に乗りながらご理解をもらおうと。何事もそうでありますけれども、そういう姿勢もさらに必要になってくるのではないかと。引越しをしてくれということは、人生の中で大きな転機でもありますので、そういうところも含め、生活のご相談に乗るという観点から、ご理解をいただけるように努力をしてまいりたいと、そのように思います。

また、低所得者の方々などもいらっしゃるということも含めて、令和2年度、3年度は、通常でいいますと確か7万円ではなかったかと思いますが、そういった引っ越しの費用のところをさらに独自に倍にして、皆さんにこの機会にお願いできないでしょうかということをお願いしてきているところでもあります。ぜひそういった支援が拡充されている間にそれぞれご理解をいただいて、移転などについてご協力をいただければと思うところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは公営住宅関係については終わりたいと思います。

次に、ヤングケアラーについて、再質問させていただきたいと思います。

実態がどうなのか把握できないということのお話でございました。

大空町には残念ながらほかの市町村のようなNPO等による例えば子ども食堂ですとか宅食等の取り組みが行われているわけではありません。夫婦共働きが当たり前になっており、高齢者とか障がい者の兄弟の世話や見守りなど、子どもさんはそのように思っていないのですが、当たり前のように大人が担うようなケアが行われているのかなと。昔から「おい、ちょっと面倒見れや」ということで、子どもも全然負担に感じないで、ケアされている方もいるのかなというふうにも思ったりもしています。

先ほどおおよその推計でということでお話でございましたけれども、これから実態の把握をされて、行政が支援できることがもっと見えてくるのかなと思いますので、見えた段階で結構ですけども迅速に対応できるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現状におきまして、この課題の論点というのは二つあるとそのように思っております。一つは、気づきという部分でございます。家庭内の問題でありますことから、他人に相談しにくくて、1人で抱え込んでしまう

ということがあったり、先ほど議員が言われましたように当たり前のことと
思ってお手伝いをしていると。そういった受け取り方で問題であるというこ
との認識がないということも考えられるわけであります。そういうものは周
りから見ていると、なかなか気づきづらいという点がございます。このため、
国が言っておりますのは、福祉、介護、医療、教育、この連携が必要で、こ
のプロジェクトチームにおいて取り組むべき施策であるという中で、社会的
な認知度、先ほど言ったヤングケアラーというのはどういうことなのかとい
うところの認知度をまず国民の皆さんに知っていただくと。そういうところ
がまず一つ必要だと。そして早期発見、早期把握というところに繋げていか
なければならないと、そのように言ってございます。

現状、大空町では、やはり子どもたちに1番接する機会が多い学校現場の
対応というものも大切だと思っておりますが、子どもたちの心のケアは健康
チェックなど、日々、先生方、学校の現場ではいろんな対応をしていただい
ておりますし、その中から気づきが生まれるということも多分にございます。
何か子どもたちの変化、相談事、困り事、そういったものが感じられるよう
なときには、速やかにその情報を関係部局と連携をとるという体制が必要に
なってくるだろうと思っております。

それは学校の現場ですけれども、このほかにも認知度を向上させる、そし
て気づきを早めるためには、町として会議の場面でありますとか、いろい
ろな研修会、そういったときにヤングケアラーというものを題材にして取り
組むでありますとか、さらには一般的な話になってしまいますけれども啓発資
料、そういったものを町民の皆さんにも配付するという取り組みをしながら、
国、北海道と歩調を合わせて取り組んでいくというふうなことになるろうか
と思っております。

ただ、やはり配慮しなければなりませんのは、先ほどもご指摘ありました
お手伝いという意識で、さらにそれがやりがいや充実を感じているというよ
うな場合もあるのかもしれない。そういったところをどのように捉えてア
プローチしていくかということも必要と、そのように考えております。

二つ目は、具体的なその支援の問題でございます。課題のあるご家庭とい
うところは、保護者の就労形態でありますとか経済状況など、一つの問題で
はなくて複数の問題を抱えられているということが想定されます。先ほど言
いました福祉や介護、医療、教育そういった関係者の連携が必要でありまし
て、そういった担当者によります個別ケースの検討会議というものがござい
ますので、そこをしっかりと機能化させていくということが大切かと思っ
てございます。

道外の事例でありますけれども、そういったことで気づきがあったような
場合については、家事などを担うヘルパーを派遣する取り組みなどという
ところで取り組んでいる事例もあるようでございます。

これからも国や北海道、そういったところと連携をとるということと、地
域の中の連携をしっかりと取りながら、この問題には対処してまいりたい
と考えているところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。ヤングケアラーについては、行政、教育委員会、連携とりながら、何かあれば早目に、迅速に対応していただければというふうに思います。

それでは、空港、J R の利用促進について、再質問させていただきたいと思います。先日開かれた商工振興委員会での同僚委員の質問と重複する部分もあるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

最近、北見市、網走市が共同でツアーを企画して補助するなどの記事が新聞に掲載されていました。多くの町民の皆さんが大空町はどうして含まれないのかというふうな疑念を抱かれ、連絡をいただいた方もおられます。大空町独自で補助制度を設けて取り組んで、広報等で十分周知いただいていることも十分、分かっておりますし、一部、残念ながら町民の皆さんに伝わっていないのかなと思ったりもしたんですけども、今後、ぜひ、女満別空港整備・利用促進協議会の構成市町村などと共同でツアーを企画するなどの攻めの取り組みも、ぜひ、行っていただければというふうに思います。インパクトがちょっと強くて、北見、網走の企画がですね。そんなようなことのものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

また、J R につきましては、北海道などを含めた関係機関の方針等が決まっていますから、なかなか一つの町だけで取り組むのは限られるのかなと思いますけれども、やはり、町民の皆さん含めて、鉄路をなくさないような利用促進などの取り組みを継続するなどのことを、できることはどんどんやっていただきながら、将来に向けて鉄路が継続できるように努力をお願いしたいなと思います。J R 北海道に頼るだけでなく、やはり関係市町村が知恵を出し合って、できることはどんどん提言、行動することも必要かなと思いますので、町長も大変でしょうが、この辺の取り組みについて、再度お答えいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 空港利用の取り組みでございますけれども、先ほど言いました協議会として全体として取り組むこと、それから各市町村が個別に取り組むこと、そういった両面があるのかなと思います。そんな中で、それぞれうちの町はとか、うちの市はとかというような形になろうかと思っておりますが、それぞれ役割分担もしながら、ある意味、連携してやっている部分もございます。そのほか、町民の方々に対する助成とかアプローチというようなところについては、それはやはりそれぞれの町の状況といいましょうか、背景、そういったものがありながら取り組んでいらっしゃる部分もあるのかなと思います。

その中にありまして、私ども大空町というところは空港が所在している町でございます。その役割の中には、さらに責務というものも含まれてくるのではないかなと思ってございまして、大空町が率先して取り組んでいる先ほ

どの事例などもありました。まず、私どもの町が率先してそういうことを取り組むという姿勢を、立場を皆さんに見ていただく、そして理解をいただく、そして、そのことに対して周辺の市町村からも応援をいただくという形を作っていくためにも、まず、率先して取り組まなければならないものと思いながらやっているところもございます。少し回りくどくて、回り道になるのかもしれませんが、結果的には地域全体として支援をする仕組みというのは、そういう中で醸成されていくのではないかと考えてございます。

そんな中で、私どものPRが十分ではなくて、町の取り組みをご承知いただけていない部分などもあるかと思います。そういうところは今後もまた、情報発信をできるだけ取り組んでまいりたいと考えてございます。

空港というのはかなり遠方からのお客様がご利用されて来るという施設でもありますので、単に移動手段ということだけではなくて、その後の二次交通でバスやレンタカーやタクシーや、さらには周辺の観光施設にもお客様が行ったり、宿泊をしたり、飲食をしたり、購買をしたりということで、非常に経済効果が地域全体に波及されるものだ、そのように思っております。そういったことをぜひ私どもの町の方々ばかりではなくて、この地域全体の方々にもご理解をいただいて、ご協力をいただけるように努力をしてまいりたいと思います。

併せて、町の独自施策をしっかりと取り組んでいけるように今後、ご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、JRについても、空路だけあればいいということではないと、そのように思っております。生活の路線としての足でもありますし、また、物流、貨物などの重要な鉄路でもあります。さらには旅客もというところを考えると、これがなくなってしまうはいけないと、そのように考えてございます。逆にオホーツク管内でいいますと石北線の実質上の沿線というのは、網走市、大空町、美幌町、そして北見市、遠軽町、ここしかないわけでありますが、地域全体として取り組んでいるものでございます。決してJR任せにしているつもりは全くなくて、JRはJRのやることをしっかりとやってもらおうと、地域はその利用促進などで、さらに知恵を出してどういうふうに対処していくかということは地域として考えていくべきものとも思っておりますので、そういう視点で今後も取り組んでまいりたいと思うところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員

◇三條議員 はい、2 番。空港、JR の課題というのは大きな仕事になるのかなというふうに思いますけれども、引き続き、いろんな形で努力をしていただければありがたいなと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 これにて、三條幸夫議員の一般質問を終了します。

次に、1 番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1番。通告に従い、令和3年第4回定例会、一般質問を始めます。

項目は、水田活用の直接支払交付金についてであります。

農林水産省は来年度から、消費が落ち込む主食用米からほかの作物への転作を促すため、農家に支払ってきた交付金の条件を厳格化し、米を今後5年間つくらない農地について新たな作物の生産が定着したと判断し、交付金の対象からはずす方針を出しています。国は、1970年から米の生産調整、減反政策を行い、代わりに麦や大豆などへ転作支援の補助金を支給し、調整を行ってきました。

これまでは主食用米から麦や大豆などに転作した農地に対し、基本的には用水路や畔があれば転作後の期間を問わず支払いをしてきましたが、新たな条件では2022年から2026年度に飼料用米、加工用米なども含め、米を生産した実績がなければ、交付金を出さないこととなっています。

現在、大空町の経営耕地面積は1万2,551ヘクタールあり、うち地目が田は1,524ヘクタール、そのうち183ヘクタールで水稻が作付けされ、残りの転作地が約1,341ヘクタールあり、水田活用の直接支払交付金は、令和元年度で5億647万1,385円、令和2年度は4億7,418万7,524円が支払われており、多大な影響を受けることが考えられます。

質問の1点目といたしまして、現在までの水田転作の変遷、現在の水田収益力強化ビジョンについて伺いたいと思います。

質問の2点目といたしまして、交付金の厳格化方針についての見解を伺いたいと思います。

以上、町長よりお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁申し上げます。我が国におきまして米は主食でございます。食料安全保障上、最も重要な作物であることから、戦前から食糧管理法を定め、政府が管理をしてきたという経緯がございます。戦後の食料難時代においては、生産量引き上げが国全体の課題でございました。その後、肥料や農業機械の技術革新により生産量が大きく引き上がりましたが、反比例するように米離れが加速し、1960年代後半には米の余剰が発生することとなりました。過剰処理に多額の財政負担を投じる結果となったことから、1970年に新規の開田を禁止し、生産調整が開始されました。これが米政策における大きな転換、分岐点となったわけでございます。この際に支払われたのが転作奨励補助金でございます。

大空町においても国の方針に従い、今日まで転作を進めてきているところでございます。何度か事業の再編、改廃を経て、現在は経営所得安定化支援事業の水田活用の直接支払交付金として、当初とは性格は異なりますが交付金が支給されている現状でございます。水田活用の直接支払交付金には、政府が単価を決める戦略作物助成と北海道と市町村農業再生協議会が地域の実

情に応じ単価を設定することができる産地交付金がございます。産地交付金の配分は再生協議会の裁量ではありますが、協議会ごとに作成する水田収益力強化ビジョンをまずは北海道に承認してもらう必要がございます。

水田直接支払交付金でございますけれども、この厳格化の第一報は農林水産省から政府与党内への提案段階で、過去５年間、水張りをしていない水田を来年度から除外するという内容でございました。与党内部より慎重な対応を求める声がありまして、修正した結果、今後５年間で１度も水張りをしていない転作畑は交付対象からはずすという内容に修正されたと聞いてございます。ルールの見直し、厳格化が実施された場合、令和３年度の実績ベースでは、年額４億３，０００万円の交付金が減額されることになります。

現在、地域の中に１２２戸ありますが、そのうちの１１６戸が影響を受けます。１戸あたり平均で３８０万円ほどの減収となる見込みであり、非常に大きな影響でございます。廃業を考えられる農業者も出てくるのではないかと、その可能性もあると受けとめております。

情報収集はもちろんでありますけれども、北海道やＪＡなどの関係団体とも連携をしていかなければならない。その中で対処してまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 後藤議員の一般質問中ですが、ここで１０分間休憩といたします。

(休憩 午後 １時５７分)

(再開 午後 ２時 ７分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を続けます。

１番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、１番。１つ目の水田転作の変遷、現在の水田収益力強化ビジョンについては、分かりました。

２点目のことで再質問したいと思います。

この厳格化が今後見直されず実施された場合、大空町で想定される懸念事項、考えられるものがあれば伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 考えられます懸念事項、今、私どもで考えたものでございますけれども、今まで大空町女満別地区におきましては、こういった転作の問題については、地域全体として一体的に、統一的に対応をとってきたという歴史がございます。今回の見直しが個人ごとの判断が優先されて、それぞれ皆さんが個人の自由意思で全くフリーでやられるということになりますと、例えば「じゃあ私は復田をしよう」と、さらには、転作畑としてすぐに５年間分ま

とめて、今、国が言っている向こう5年間ではなくて一括で受け取る方式もありますので、「一括で受け取りたい」と、その交付金をですね。10アールあたり10万5,000円だったかと思います。それをそのまま受け取りたいという人が出てきたり、さらには「私は5年間とりあえず転作として、5年間の先ほどの期間の間、受け取りたい」と。それが自由に選択されるということになると、地域の中にまず分断が起きてしまうのではないかと。そういう不安を私は持っております。まずそれが第1点でございます。

それから、今言った復田ということを申しましたけれども、復田をもしするということになりますと、そこでとれる品質や収量というものは、これは十分なものにはなっていないだろうと、そのように思いますし、水稻面積が増えるということになりますと、今の状況といいいましょるか価格の形成からいいますと価格の大幅な下落に繋がりがかねないということになってきます。

また、畑地化ということで、そこを選択するということになれば先ほど言ったように地域で4億3,000万円、令和3年度ベースで1戸あたり380万円、6年後からは、そういったものの収入がなくなるということでありますので、当然、農業者個々の収益が悪化ということが離農に繋がったり、地域の崩壊に繋がっていくというような心配もあるわけでございます。

さらに、土地の売買でございますけれども、現在はそういったところは田として転作畑ということで、田の評価でございます。それは、通常の畑に比べて高い価格で取引がされておりますけれども、そこが下落するという可能性もありまして、これは個人個人の皆さんの資産の低下に繋がるということになるのではないかととも思います。

また、現在、田という位置づけでございますので、水利権の問題が発生をしまいたします。これは土地改良区の維持管理にも大きな影響を及ぼす可能性もあるなど、そのように受けとめております。

さらに、まだ不透明でありますけれども多面的機能支払交付金の算定にも、その田でありますとか畑というものの位置づけがありますので、こういったものも変わってくるのではないかと。

もっと言えば、いろんな基盤整備事業を実施しておりますけれども、これもひょっとしたらその事業の選択とか事業工種、こういったものに制約が出てくる可能性もあるのではないかと。

非常に数多くの課題といいいましょるか、懸念材料というものが考えられると。今時点でも、これだけのものが考えられますので、細部にわたってもっと研究をといいいましょるか、検証を進めていけば、さらに、いろいろなところに対して影響が出る可能性があるかと、そのように受けとめております。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。今、町長よりご説明あったように、この厳格化がそのまま見直されずにいった場合、水張りする場合においても、米を作付けする農家が増えて需要に応じた生産が困難になると。水張りしない場合においても、畑地化として、地目は畑になりますけれども、10アールあたり1

0万5,000円助成を受けたとしても、今まで一体的に、統一的に行ってきた地域社会が分断という混乱が予想される可能性もあります。

また、この交付対象からはずれた田については、先ほど説明あったように農家の資産や町の固定資産税収入の減少にもなりますし、農地を担保にした借入金の担保評価額が下がるわけですから、JAの運営に支障が出る。先ほど言いました水利権の関係で土地改良区の施設の維持管理にも支障が出る。多面的機能の支払交付金にも影響、そして基盤整備なども困難が予想されるわけであります。

現状から今後を考えますと、水張りせず畑地化することが予想されまして、畑地化する際の助成、先ほど言いましたけども10アールあたり10万5,000円受け取り地目を畑にするか各農家は選択を迫られ、取り組む、取り組まない農家が出て、不均衡が生じ、地域の混乱が予想されるわけなんです。今後、生産者が将来に向けて意欲を持って営農できるように今回の水田活用の直接支払交付金にかかわる諸問題について、関係機関であります町、農協、土地改良区、農業委員会等の相互の連絡調整を緊密に行うために対策連絡会議もしくはプロジェクトを設置する検討もしていただき、地域の実情を踏まえた必要な対応、見直しを継続的に国や道に町として発信していただければと思いますが、そこら辺、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の問題は大空町だけではなく、北海道多くの市町村の大きな課題、問題だと、そのように受けとめてございます。関係機関へ現状の維持を要請していくことはもちろんでございますが、生産者団体と連携した取り組みが非常に重要になってくるだろうと、そのように考えてございます。

そんな中、12月18日の北海道新聞でございましたが、この問題に対して、JA北海道中央会の小野寺会長の記者会見でのコメントが載っております。方針の撤回を求めるのは現実的ではないと述べ、見直しを前提に対応を検討する考えを示したということでございました。現状の対策維持、これについては当然、私は要望していかなければならないと思っておりますが、一方でそれ一辺倒では、どうしてもひっくり返せなかったときに大変なことにもなると。将来、私たちの地域が成り立っていく方法は何かと。一方ではそういったこともしたたかに考えて対策を練っていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

今、プロジェクトチームという話がありました。町の農業再生協議会、これは町が中心となつてつくっておりますが、先ほど議員が言われたようなさまざまな農業関係の団体も加盟しているところがございます。その中の水田部会など、まずはそういった会議体を利用して議論を始め、そして、さらに大規模なプロジェクトといいたしでしょうか、そういうものが必要になったような場合については、そういったものの立ち上げも想定しながら、この問題には対処していかなければならないと、そのように思っております。

今時点で明確な、具体的な対処方針というところには至りませんけれども、非常に大きな課題であるということを受けとめて、今後対応してまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。今、町長がおっしゃったように、今はまだ方針が打ち出されたばかりで、道も市町村に対してアンケートといいますか実態調査を行っている状況にあります。

全道でいいますとこの交付金の総額は約 5 3 6 億円ありまして、全国的に見ても転作している率、北海道は 5 0 %、都府県はそれより 2 0 ポイント低いということで、当時は転作するために条件不利地だった北海道が国の転作に対して協力してきた経緯にあるんですよね。そこで、ここでルールを変更して、協力してきたにもかかわらず、今後 5 年間水張りがなければ田として認めないというのはなかなか認められないと思うわけであります。

最後になりますけども、現在地目が田で耕作している農家は、低台地区の本郷、住吉、豊里地区の農業者です。その 3 地区の農業者は交付金を活用し、水稻を中心に麦、豆類、てん菜、玉ねぎ等の野菜類などの転作をしつつ、水田農業を発展させてきました。発展の過程におきましては、町の潤沢な基盤整備の推進が功を奏し、過去には畑作物において高台地区のお荷物などと言われたこともありましたが、現在では収量、品質ともに全町でもトップクラスの地帯へと成長を遂げました。

国は 1 9 7 0 年から米の生産調整を行い、当時、当地区の水田耕作は条件不利地ということもあり、主食用米からの作付転換に主産地の割り当て分まで請負、協力してきた経過にあり、その結果、長年水稻を作付していない農地が数多くあるため、今回の方針は、町内の地域に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

先ほども町長よりお話をいただきましたが、撤回は困難であったとしても、地域の実情に合った見直しへの方向に進むよう、ぜひ、町としても発信していただければと思います。

以上で質問終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も平成 5 年から 5 年間、農政の担当係長を仰せつかって、その当時は 1, 5 0 0 ヘクタールのうち、女満別地区で転作率約 5 0 %ということで半分半分でございました。その後、さらに転作が進んで現在は 2 0 0 ヘクタール弱という水張りになってございます。

それぞれ農業者の方々がご努力をして、そして、その技術力を高める中で生産力を上げてこられたと。今年の麦の生産などを見ても、地域ごとでいうと低台の本郷地域が最も麦の個別生産量といいましょるか反収が高いというような状況もございます。こういった地域が今、この制度の執行によって崩

壊の危機に立たされるということになってきてはいけないと、そういう強い思いをもとに関係の皆さんと連携をしながら、この問題に対処してまいりたいと思います。

オホーツク管内では、この問題が大きくクローズアップされるのは私どもと北見市かと思いますが、全道には私どもと似たような地域がたくさんありますので、オホーツク管内に限らず、全道のそういった地域の方々と相図りながら対処してまいりたいと思います。

今後この問題、しっかりと対応できるようにしてまいりたいと思いますので、また議員には折に触れいろいろご指導いただければと思います。

よろしく願いいたします。

◇後藤議員 終わります。

◇議 長 これにて、後藤忍議員の一般質問を終了します。

次に、8番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 はい、8番。令和3年第4回定例会にあたり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

大項目として、1点目、ふるさと納税についてです。

本町のふるさと納税については、大空町ふるさと応援寄附金で取り組まれ、平成27年からは寄附された方への返礼品制度を開始し、今日に至っております。

ふるさと納税が始まった当初は、「ふるさとを大切にしたい」、「大空町を元気にしたい」と願い、応援してくださる方々が寄附の大半だったのではないかと思います。返礼品制度が開始されて以降は、本町の特産品を中心とした返礼品に魅力を感じて寄附されている方々が大幅に増えているのではないかと思います。ふるさと応援寄附金の状況等について伺います。

大項目として、2点目、全国学力テストについてです。

今年度実施された全国学力テストについて、北海道教育委員会より11月29日に公表されましたが、教科ごとの正答率の状況を見ると北海道は47都道府県中、小学校6年生、中学校3年生の国語、算数すべてが6割前後の正答率で、順位も半数まで至らなかったという報道でした。大空町については、町内の小中学校の状況が公表されておりますが、中学3年生の平均正答率は、国語、算数と全国、全道及び管内平均を大きく下回った結果となっております。

一人一人の児童、生徒の学力の向上と定着は、将来、社会人として自立し、充実した生活を送るために確かな学力を身につけさせることは義務教育の義務であり、将来の進路や職業の選択幅を広げることに繋がるものと考えます。また、一人一人の個性が違い、将来の可能性があり、確かな学力を向上させるためには、学校、家庭での学習意欲の向上と自信を持てるような取り組みが重要ではないかと考えます。

そこで、全国学力テストの結果を踏まえ、本町の課題と今後の対応につい

て伺います。

以上、町長と教育長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1点目のふるさと納税についてご答弁申し上げます。過去の状況などについては、後ほど担当からご説明をさせたいと思いますが、令和3年12月19日現在の状況について、私から申し上げたいと存じます。件数が4,585件、金額が1億93万8,000円でございます。前年同期比で件数は76%、金額は69%という状況になってございます。

この状況について分析をいたしました。まず、本年4月にさとふるに一部業務を委託するにあたり、サイトで登録している返礼品をさとふるが管理する管理番号に登録し直す必要がございました。その際に、旧登録返礼品のネット上での評価というものを引き継ぐことができなかったということがございます。そのため、紹介の上位に表示されず、アクセス数がかなり減ったということが挙げられます。もう一つには、返礼品のうち寄附額10万円で年に6回旬の野菜等を定期便としてお届けするプレミアムセットというのがございますが、前年度受付が多かったために今年度は8月のスイートコーンの発送後の受付開始といたしました。そのために寄附の単価そのものが下がったということも、また要因に挙げられると思ってございます。委託業務に伴いまして、一定程度減少するのではないかと想定はしてはいたのですが、ここまで影響が出るということは想像を超えていたところでございます。

こんなこともございまして、対策といたしまして過去に大空町へ寄附をしてくださった方に対し、メールマガジンを配信し、リピーターの獲得に向けて取り組んでいる現状にございます。リピーター数は、11月末現在で727人から850人と増加してございます。また、有料サイト内の広告を活用してトップページに返礼品を掲載したり、紹介ページの上位に表示される広告を出したり、目につく機会を増やすようにという努力をしてございます。このほか、人気のある返礼品を1回ご寄附いただきますと何回か届くという定期便というメニューを作っております。これによって、寄附金額が高くなるということを想定して作ったものでございます。また、複数の事業所の特産品、一つの事業所ではなくて何種類かの物を合わせて、そしてさらに定期便化するという方法をとって寄附額を上げるというような取り組みをしているところであります。

全く新しい返礼品の開拓ではありませんけれども、既存の返礼品の組み合わせ、また回数などを変えて、寄附額を高額に持っていこうということに今努めているところでございます。

以上、私からのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 齋藤議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

全国学力学習状況調査は、文部科学省が全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に平成19年度から開始されており、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は中止となっておりますが、毎年度実施されているものでございます。本年度は2年ぶりの調査となりました。調査の目的は大きく三つあり、一つ目として、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童、生徒の学力や学習状況を把握、分析するとともに教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。二つ目として、学校における児童、生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。三つ目として、これらの取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとされております。大空町では実施されたすべての調査に参加し、その都度、児童、生徒の学力や学習状況を詳細に分析したうえで、学校における授業改善のほか、保護者と連携した家庭学習の定着に向けた取り組みに活かしてきたところでございます。

本町における本年度の全国学力学習状況調査の結果についてでございますが、本年度は5月27日に町内の小・中学校4校において実施しております。小学校の調査対象児童数は58人、中学校の調査対象生徒数は60人となっております。

調査の内容は大きく二つに分かれており、一つは、児童、生徒に対する調査で、教科に関する調査として小学校は国語、算数、中学校は国語、数学のそれぞれ2教科で実施しており、主に知識、技能に関する調査であるA問題と主に活用に関するB問題を教科ごとに分けて調査が行われております。また、質問紙調査として、学習意欲や学習方法、学習環境、生活面等に関する調査が併せて行われております。もう一つは学校に対する質問紙調査で、学校における指導方法に関する取り組みや学校における人物、物的な教育条件の整備等に関する調査が行われております。

最初に、教科に関する調査の結果についてでございますが、全道の平均点との差によって「相当高い」から「相当低い」までの8段階評価での説明とさせていただきます。小学校は、国語が全道平均との比較でマイナス3ポイント以上5ポイント未満の6段階目になります「やや低い」。算数が全道平均との比較でプラス1ポイント以上3ポイント未満の4段階に相当する「ほぼ同様」となりました。一方、中学校は、国語が全道平均との比較でマイナス5ポイント以上7ポイント未満の7段階目の「低い」。数学が全道平均との比較でマイナス7ポイント以上の8段階目となります「相当低い」という結果となりました。毎年調査対象の児童、生徒が同じではないことや教科問題が変更となることから一概に比較はできないものの、近年、全道平均に近づく傾向であっただけに、今回の結果は教育委員会としても大変厳しく、重く受けとめているところでございます。

次に、質問紙調査の結果についてですが、自宅において自分で計画を立てて勉強する割合は、本町の小学生、中学生とも全道平均と同等ですが、家庭学習を1日1時間以上勉強する割合は本町の小学生、中学生とも全道平均より下回っており、また、テレビゲームを1日3時間以上する割合は全道平均

を上回るという、そのような結果も出ているところです。今回の調査結果に基づく課題ではありますが、学習規律の徹底のほか、家庭学習時間の不足、生活リズムの乱れなどが挙げられます。

教育委員会では、これまで授業改善といった学校による教育実践の積み重ねや教職員の研修、補助教員の配置などによるきめ細かな指導のための町独自の教育支援策を推進してきたところではありますが、これまでの取り組みの効果を改めて検証したうえで、北海道教育委員会が全道の調査結果を踏まえて示した教育改革の方向性と実践事例も参考にしながら、今後、改善を図ってまいりたいと考えております。具体的には、一つ目として、少人数指導、習熟度別指導やチームティーチング、また、長期休業中の補充学習など児童、生徒一人一人に対応した、きめ細かな指導の充実。二つ目として、全国学力学習状況調査結果をもとにした学校改善プランの策定による学習指導の工夫改善。三つ目として、ＩＣＴ機器を活用した、誰一人とり残すことなく育成する個別最適な学び、共同的な学びの充実。四つ目として、ＩＣＴ機器の活用により、説明を聞くに加えて説明が見える、視覚情報を強化した授業づくり。五つ目として、家庭学習、宿題など全校統一した取り組みによる家庭における児童、生徒の学習習慣の定着などでございます。

子どもたちにとって生きるために必要な学力が一人一人しっかりと身につけられるよう、一層努力をしてまいりたいと存じます。

以上、齋藤議員への１回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 私からは、ふるさと応援寄附金の状況について、説明させていただきます。

直近３年間の状況といたしまして、平成３０年度から令和２年度までの３年間の寄附金の状況についてでございます。平成３０年度は件数で７，３７９件、寄附金額が１億７，４０４万５，０００円となっております。令和元年度は件数が７，９８５件、寄附金額が１億９，１１２万７，０００円となっており、前年比で見ますと件数は６０６件の増、寄附金額は１，７０８万２，０００円の増となっております。令和２年度は件数が８，１２８件、寄附金額が２億４００万３，０００円となっており、前年比で見ますと件数は１４３件の増、寄附金額は１，２８７万６，０００円の増となっております。３年間で年々増えているという状況となっております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

◇議 長 ８番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、８番。ふるさと応援寄附金、町としても大切な財源だと思うんですけども、今、過去３年、町長からも今の状況を含め４年の内容を聞かされましたけども、結構件数的にも多いし、金額も令和２年は２億円以上あったということですけども、これ、どうなのかな、逆に昔は返礼品のない

時代もあったんですが、返礼品を求めない方もいらっしゃるのかな。それを先に聞いてから進めたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ほとんどの方は返礼品をお当てにしてということでありますけれども、中にはそういった方々もいらっしゃるのも事実でございます。高額なご寄附をされている方も中には町外からいらっしゃる訳ですけども、そういった方については、非常に大きな単位で寄附をされておりますので、そのような返礼品をお当てにしてという趣旨とは全く違う次元でご寄附されている方もいらっしゃいます。そんな中で、全体として先ほどの金額になっているということですが、非常に少数だというふうに思っております。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。今の答弁を聞いてからですけれども、平成27年から返礼品制度が始まったということなのですが、総務省の指導により返礼品は寄附金額の3割以内とされてはいますが、魅力ある返礼品の確保や開拓に何かと苦勞も多いのではないかと思います。返礼品として物を贈るということだけではなくて、例えば町の加工施設を活用したチーズづくりとかソーセージづくり、搾乳やワカサギ釣りなどのさまざまな体験など、そういう寄附への返礼、あるいは芝桜公園や水芭蕉など貴重な自然環境の保全、保護への寄附金などについてはどう思いますか。

町外へのPR、大空町の魅力の発信への取り組みについても伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 返礼品は、ご存じのとおり寄附金額の30%までと厳格になってございます。

さとふるというところに今年から委託をしているというのですが、単に事務を行うだけではなくて、そういったメニューづくりも手掛けていますという事業者でございますので、そこをよく相談をしたいと思っておりますが、過去には体験ではないですけども航空券などを返礼品として大空町に来ていただきたいというようなところも兼ねて提供したこともございました。しかし今では、航空券は地元のものではないので航空券単体では駄目ですと。宿泊とセットになって提供するようなことであれば認めますというような内容に変わってきたように思っております。

また、品物だけではなくて、議員ご指摘のさまざまな体験だとか、そのほか情報発信に繋がるような、いろんな工夫をされているところが増えてきているようにも思います。先日私が見た中では100万円寄附をすると1年間その町のご当地ヒーローになれる。そして、その町のために一生懸命1年間

PRができるというような変わったものもございました。まだ実績はないようでございますけれども、発想はなかなかおもしろいなど。失礼ですけど、そういうことでまた注目を浴びるというのも一つなのかとも思っております。

ただ、こういったものについては、窓口となっている私どもだけが考える、実行するというわけにはまいりません。例えば、加工体験をということであれば、実際に運営してくださっている産業開発公社、もしくは他の事業者の方々の現場ではそういったものが可能かということの調整も必要になってきます。

議員の発想はいつもユニークでありますし、そういった取り組むべき内容のものが多く、そのように思っておりますが、そういった調整もさせていただきながら、ぜひ取り組ませていただきたいと、考えていきたい、検討してみたいと、そのように思っております。

物をご用命いただくことばかりではなくて、私どもの町に足を運んでいただくということも大変重要だと、そのように改めて感じるところでございますので、対処してまいりたいと思います。

◇議 長 8 番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8 番。どこの市町村もほとんどが特産品の返礼ですが、これも段々とマンネリ化しているのではないかと思っています。

その中で、町のPRという意味でも、やっぱり今、町長もおっしゃってありましたけれども、体験また物づくり、そういうのも大事ではないかと思えます。山形県では、産業高校、いろいろ水産業、農業ありますが、その高校に対しての本当の応援寄附品、返礼品なしでやっている地域もあるそうです。そういう中で、どうしたら大空町をPRできるのか、返礼品、特産品、今まで特産品で寄附金をいただいておりますけれども、そういう形でちょっと発想を転換して、また違う形で進めていただきたいと思えます。

再度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど過去に航空券を出した、しかし、今ではそれは地元のものではないという概念から地元の宿泊とセットでなければというようなことになっているということであります。例えば私どもの町で体験メニューなどを返礼の発想として取り組むということであれば、そこも航空券とセットで私どもの町に来て、泊まるばかりではなくて、そうやって体験をしてもらう。物とセットだから、それが認められないのかというようなことも確認もしていきたいと、そのように思います。

ぜひ、今回のふるさと納税、財源として例えば皆様にご協力いただくという目的もございしますし、町のPRに繋がるということもございします。さまざまな視点を考えながら、これからも取り組んでまいりたいと思います。

いろいろなご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

◇議 長 8 番、齊藤議員。

◇齊藤議員 はい、8 番。もう 1 点の学力テストのことですが、以前にも何度か質問したことがあります、平成 19 年から始まったということですが、毎回必ず上位 3 件というのはほとんど同じなんですよね。秋田、福井、石川県。これがほとんど上位です。そして常に大体下なのは北海道、沖縄ですけれども、何が違うのかなと思うんです。

大空町では補助員も用意していただいて、授業中のサポートに入って一定の成果を上げておりますが、今回の学力テストの結果を見ると、なかなかそれだけの対応では難しいのかなと思っております。

やっぱり家庭での学習意欲。それで今、確認をしましたが大空町でどのくらい塾に行っているのかというのは、そこまで分からないということでしたが、塾に行っている子は恐らくある程度の能力はあるのかなと思っておりますが、塾だったら 1 軒で何万円も掛かるんだと思います。そういう負担をするというのは大変だと思います。

その中で、現在、大空高校の中で公設塾がありますけれども、そういう中で高校生のボランティアの対応とか公設塾での対応というのは、どうなんだろう。できないんでしょうか。その辺。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 47 分)

(再開 午後 2 時 47 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
渡邊教育長。

◇教 育 長 お答えを申し上げたいと思います。全国学力テストの結果として、特にマスコミは都道府県別のランキングというものを報道される場合が続いているかなと思っておりますけれども、議員おっしゃいましたように全国トップクラスとして名が上がってまいりますのが、やはり秋田県、福井県、石川県といったところが例年上位ということになっておりますし、そのことは私も承知しているところでございます。

これら上位県がなぜ優秀なのかといったところ、さまざまな機関が紹介をしていることもあって、私もその内容を勉強させていただいておりますし、以前に教育委員の道外視察ということで福井県のほうに先進地視察に行ってお勉強させていただいたという経緯もございます。そのときに伺ったことと内容はほぼ同じかなと思っておりますけれども、分析によりますと、まず小人数学級の導入を県独自で 20 年前からやられている実態がございます。単純に

35人学級よりもさらに進めて30人学級、また20人台の学級まで進めてきているというようなことも伺っております。また、探求型授業の実践といったものも先駆けてやっておられたり、大学と連携した課題の分析、授業改善といったようなことを長年にわたって取り組んできているという成果が安定した学力として現れてきているのかなと思っております。さらに地域の特性といったものも伺っている部分もありまして、非常に家庭における基本的な生活習慣であったり、家庭学習に対する意識というのでしょうか、子どもたちもそうですけれども、その家族、おじいちゃん、おばあちゃんなども含めて、しっかりと学習と体力向上のための取り組みなどもみんなで応援する形で当たり前のように実施されていると。そこが違うなということを私も感じていますし、分析結果からも現れているところでもあります。

国としては、小学生からでありますけれども35人学級の実現ということで、段階的に小学校を35人学級に今、進めているところでございます。また、北海道教育委員会としても、このような上位県の取り組みなどについては、もちろん情報を入手していて、北海道の学びとして取り入れられるものについては、すでに導入を進めていただいて、全道の市町村が取り組んできているものもございます。

それと塾の関係ございましたけれども、町内や近隣市町村において、さまざまな学習塾もあって、詳細については把握しておりませんが、町内の児童、生徒の皆さんもそれぞれ目的に沿って利用されているものと思っています。現在、町内では町独自の高校魅力化の事業の位置づけともなっておりますけれども、大空高校の生徒を対象として週3回を基本に公設塾を開設しているところです。現在は高校生だけではなく地元の中学生に体験入塾というようなことを年に数回行わせていただいておりますし、また、この夏休みですとか冬休み期間中に3日間ではありますが公設塾の講師が中学校に訪問して、中学校の先生と一緒に学習の指導に入ってくさっているということで、そういった塾と中学校との関係というんでしょうか、そういうものも深まってきているということでございます。そのようなことで、現在は高校生限定のそういう塾という位置づけではありますけれども、大空町の第二次教育推進計画の基本理念でもあります繋がる教育、広がる教育といったものの実現も意識しながら、公設塾の利用範囲の拡大などについても今後、検討していく必要があるのかなと思っております。

ちょっと分からなかったのが、塾の運営の部分での高校生のボランティアというようなお話があったかと思うんですけれども、現在も塾の運営にあたっては東京農大の学生さんにも入っていただくような形で今、運営もしているところでありまして、高校生の今後の活躍といったことも可能ではないかなと、そういう思いもありますし、ゆくゆくは学校の先生から今、始めておりますけれども、それぞれの中学校の学習内容、また高校の学習内容を先生同士が交流して、学びの内容を共通して認識し合うという活動もやっておりますし、いわゆる学校訪問を相互にやっているということもできていますけれども、やはり、中学生の地元進学率を高めるといった、そういう課題も抱えておりますので、そういう生徒同士の交流であったり先生同士の交流、ま

た、学校と公設塾のかかわりといったものを絡めながら、学びの環境をより充実してあげるということに努めてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 8 番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8 番。今、まさに教育長に言っていただいたとおりですが、何で高校の公設塾を出したかというのと、やっぱり地元の中学生在大空高校に入らないというのは、やっぱり不自然だと思うんですよね。その中でも、日頃から公設塾を通して交流をして、そこでやっと大空高校って素晴らしいなというふうになってくれば、そこでお互いに教育もあがるし、それがきっかけになるのかなと思っています。

その中で、実際の管内の教育委員会を出しているホームページを見させてもらいましたけども、湧別町では高校生がボランティアで指導にあたっているというがありました。西興部あたりはタブレットを使ってスタディアプリというものを使って指導している。いろいろとありまして、そういう所は若干ほかよりは効果が上がっているようですけども、ぜひ、先ほど教育長がおっしゃられたように高校の公設塾をもっと有効に利用して、それをお互いに良くなるように考えていただければいいのではないかと思います。

もう一度お願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 公設塾の活動は単に学習指導に留まることなく、海外あるいは国内の大学なり、いろんな事業者とネットで繋がって、さまざまなテーマで社会問題なり課題を学ぶといったところまで実は進めてきていております。

教育内容というのは高校生から学ぶというよりは、小学校から G I G A スクール構想に基づく 1 人 1 台端末というのがもう整備された環境にありますので、もう小学生も中学生も高校生も同じ講師をテーマにリアルタイムで学ぶことができるといった環境が整ってまいりました。公設塾の良さというのは、学校のカリキュラムにのっとっていない部分の外部講師であるとか、いろんなテーマといったものを、いろんな形で柔軟に提供できると、また、そういう講師の先生たちも非常に勉強してくださっている。社会に子どもたちが出ていったときに、実際にこういうような仕事の仕方ができなければならぬといったものを学生時代から学べるような、そういったところまで今、土台づくりをしてくださっているのです、このことを小中高校いずれも考え方を同じ方向性を向きながら、時系列的に、また、習熟度別にしっかり皆さんが系統的に学んでいける、そういうものをしっかり構築していかなければならないと。そういう中で、公設塾の位置づけというのも、今後、大きく期待されるものでありますし、中学校と高校だけではなく小学校も含めた形で考えてまいりたいとそのように思っております。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

次に、11番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 令和3年第4回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

令和3年も残すところ10日となりました。今年を振り返ると夏の新型コロナウイルス感染拡大から一転、緊急事態宣言解除後、社会活動が徐々に動き出したところです。しかし、ここにきて新しくオミクロン株のようなものが発生し、感染拡大が注視される状況です。そのような中で、国より新たな経済対策や感染対策が打ち出されました。

そこで質問事項、コロナ禍における行政運営について伺います。

大変幅の広い質問事項となりましたが、趣旨としては、大空町においてこれまでさまざまな経済対策や感染対策が行われてきました。地域の実情に応じた対策が求められる中で、気付きと実践から得たノウハウをコロナ禍の教訓とすべきだと私は考えているところでございます。

そこで質問の要旨1点目。コロナ禍において、今後益々地方自治体の裁量が求められる中で、これまでの経済対策及び感染対策の検証と今後の取り組みについて伺います。

質問要旨2点目。来春で4年の任期を迎えますが、大空町長として今任期の行政運営の総括について伺います。この質問をするにあたりまして、町長としての総括を求めましたが、少々失礼にあたるのではないかとそんなふうに思いますけれども、ご理解をいただいてよろしくお願いします。

質問の要旨3点目。令和3年度町政執行方針において、女満別町長から通算19年の総括について触れております。次期に向けての考えについて伺います。この質問においても、私は一般質問にこの質問が馴染むのか、今日まで自問自答の中での通告でありますけれども、町民にとって次期の町長の動向というのは大きな関心事と考え、この質問をさせていただきます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。幅が広い関係もありまして少し長くなりますけれども、ご容赦をいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症という脅威に直面し、今なお、オミクロン株といった変異性のウイルスが国外で猛威を振るい、いつまた国内で感染が拡大してしまうのか危惧されているところでございます。新型コロナウイルス感染症は、これまで当たり前の生活スタイルを一変させてまいりました。風邪を引いているわけでもないのに、こうしてマスクを着用しなければなりません。手洗いや手指消毒はもちろん、室内の換気、ソーシャルディスタンスの確保、テレビ会議でありますとかテレワークやワーケーションなどそういったものも新しいものかと思っております。

数度の緊急事態宣言の発出で経済が滞り、国民や事業者に多大な損害を与

えました。国は地方創生臨時交付金を創設し、地方の対策を支援してきてくださいました。自治体の裁量で実情に応じて必要な事業を実施できるようにするもので、感染防止や地域経済、住民生活の支援を目的としたものでございます。

大空町における取り組みにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

令和2年度は、町民生活への支援、事業者に対する経済対策など、マイナスを少しでも埋めるための対策に主眼を置き、新しい生活様式を踏まえ、事業を実施してまいりました。感染症対策として、休業要請に対する協力金の支給、防護衣等衛生消耗品の購入、公共施設水洗自動化改修工事、芝桜公園やメルヘンカルチャーセンター等の公共施設の感染症の防止対策などを実施してきたところであります。

町民生活の支援では、臨時福祉商品券の給付、高齢者等移動支援、困窮学生の支援、プレミアム商品券や飲食店応援商品券の発行などを実施いたしました。

事業者に対する経済対策では、商工業の持続化支援、店舗家賃助成、誘致企業等の支援、飲食店の緊急支援、宿泊支援、生活路線バス事業者や航空会社等の支援、出資する法人の経営安定支援など幅広く実施をしてまいりました。

新しい生活様式を踏まえた対策として、小中高等学校においてGIGAスクール支援事業も実施をいたしました。飲食店に対し、テイクアウト導入経費への助成なども行ってきたところでございます。

令和2年度は、地方創生臨時交付金2億4,350万円を活用し、54の事業を実施してきたところでございます。

国は、令和3年度も地方創生臨時交付金を交付いたしました。

令和3年度の取り組みといたしましては、引き続き、感染防止対策やプレミアム商品券、宿泊支援といった経済対策を実施しております。また、税や公金等の納付について、人と人との接触を低減するコンビニエンスストアでの収納事業を開始するとともに、高齢者の生活安全安心確保事業として地域情報を入手できるスマートフォンアプリ「そらナビ」の運用を来年度から開始する予定でございます。

事業者支援は、持続化支援、店舗家賃助成を実施するとともに、航空会社の職員を一定期間受け入れるなどの取り組みも実施しているところであります。

新型コロナウイルスに対処するため、数多くの事業を精力的に実施してきたつもりでございます。すべてにご満足いただけるものではないかもしれませんが、将来の生活や事業のあり方への道筋をつけることもできたのではないかと捉えております。

国では12月20日、昨日、補正予算が成立し、地方創生臨時交付金についても決定したところでございます。令和4年度は、感染症対策に万全を期すとともに経済対策では回復から持続可能な成長に結びつけられるような施策を実施することで、本当の意味での地方創生を図る取り組みというものを進めてまいりたいと。単に穴埋めだけではなくて実際の経済が回るような、

そんな取り組みを実施しなければならないと思ってございます。適切な時期に議員皆様にご審議をいただきたいと考えております。今後ともご指導くださいますようによろしく願いを申し上げます。

次に感染対策についてであります。令和2年2月25日に対策本部を設置したところでございます。感染対策や経済対策、ワクチンの対応など幅広く対応してまいりました。

感染対策として、各公共施設における照明や水洗の自動化、手指消毒器の設置、高頻度接触部の抗菌施工などを実施してまいりましたが、予防的な対策に加え、対策本部として力を入れてきたのが拡大防止の対策でございます。本町でも感染や感染の疑い、濃厚接触者に該当した例など様々な事例がございました。このような場合の対応は、本来、北海道が対応するということが原則でございます。しかし、初動の遅れは集団感染を引き起こすことに繋がってしまうため、学校の休校など、町として対応できるものは早目に判断をし、対応してきたつもりでございます。保健所と連携をする中で様々な事例にかかわってきた経験を踏まえ、周囲に濃厚接触者がいらっしゃる場合の対応でお困りの方の相談対応などというものも受けてまいりました。私権の制限と感染拡大対策は表裏一体の関係で、その対応につきましては常にバランスが求められるわけであります。その点にも配慮しながら、今後も適時適切な判断をしてまいりたいと考えております。

国内の第5波は、ワクチン接種率の向上とともに急激に減少をいたしました。減少の要因として、医療危機が伝わり感染対策が徹底されたこと、夜間の人手が減少したこと、天候の影響など、国や専門家でも様々な見方をしているようでございますけれども、複合的な要因があるにしてもワクチンの2回接種の効果というものが十分あったのではないかと私はそのように考えております。

本町のワクチン接種は、医療従事者に対しては4月から、町民の皆様には5月から接種を開始いたしました。二つの医療機関、町で運営した研修会館の接種会場で1日最大約280人に接種が可能な体制を構築し、9月下旬には希望される方への2回の接種をひと通り完了することができました。その後も、日程が合わなかった方などへの接種を11月末まで医療機関で実施をさせていただき、最終的には5,812人の方に2回の接種を行いました。対象年齢に対する接種率は92.9%となっております。医師や医療従事者の皆様が懸命に接種業務に取り組んでいただいたこと、町民の皆様がそれぞれ都合つけ接種を受けていただいたことの成果であると思い、感謝を申し上げます。

3回目の追加接種に向け準備を始めており、本定例会においても関係する予算案をご提案させていただきたいと思っております。1、2回目の経験を踏まえ、改良を加えるなど万全の接種体制を構築してまいりたいと思います。首相は所信表明演説の中で、優先度に応じて8カ月を待たずにできる限り前倒しをすると明言をされました。町としては国の方針に沿って、ワクチンの供給見通し、それらを注視しながら開始時期を判断してまいりたいと思います。現在、意向調査を実施しており、1、2回目と同様、あらかじめ日時と

会場を指定したうえで接種券をお送りしたいと思っております。準備が整い次第、順次ご案内を差し上げますが、一般の方への接種開始は2月中旬頃を見込んでおります。2月中旬にスタートしたとし、8カ月経過者ということで条件を設定した場合、完了は5月末を見込まれますが、国の前倒しの方針がだんだん具体化してまいりました。ワクチンの見通しが立てば、スタートはその時期になろうかと思いますが、スタート以降の日程を繰り上げて実施をしていく考えでございます。目標として、4月には終わることを目指して進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、18歳以下の子育て世帯に対する支援についてでございます。11月30日の臨時議会におきまして現金5万円の支給にかかる経費等について補正予算を提案し、お認めをいただきました。しかし、国会において、自治体の判断により地域の実情に応じて選択肢として年内からでも先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括で給付する形で今回の対策の内容を実行することも選択肢の一つとして加えたいと。結果的に10万円を一括で年内に給付するというのも可能であるという首相発言がございました。現金10万円の一括支給というものが認められることとなったわけでございます。大空町におきましても、町民のニーズや利便性、給付にかかるコスト、支給時期等に鑑みまして、年内に10万円を現金で一括支給する考えに至り、この議会への追加議案において、残り5万円分を現金で支給する案について提案をさせていただきたいと存じます。対象者のうち児童手当受給世帯は年内、それ以外の方については年内または年明けの早い時期に随時支給したいと考えてございます。所得制限でございますが、国による枠組みどおり、所得制限限度額以下の世帯に対し支給することを考えてございます。

次に、任期4年の総括でございます。人口の減少や少子高齢化、多様化するライフスタイル、進化する情報化など社会情勢が刻々と変化する中、柔軟な対応がこれまで以上に求められている時代にあります。自然災害の脅威と危機管理のあり方についても再認識をし、安全性を高める取り組みも求められます。第2期総合計画の将来像「夢を絆を笑顔で彩る大空町」の実現と町民サービスのより一層の向上、町民を主体とし町民とともに幸せや生きがいを実感できるまちづくりを進めてまいりました。

その中で私は、対話と協働の社会をつくり、子どもたちの夢を実現し、働く人たちの元気を取り戻し、生活者の安心を確立するということを念頭にいろいろな施策を実施してきたところでございます。対話と協働の社会づくりとして光通信網の整備を行い、本年4月より運用を開始いたしました。網走刑務所住吉作業所用地を活用した地域活性化と再犯防止につながる取り組みについて、本年より事業着手し、ようやく一步を踏み出すことができました。子育て支援情報配信サービス「そらベビ」の運用開始や、ライン、ツイッターの運用、デジタル放送を活用した地域情報の発信、本年の冬からは除雪車両の位置情報を町のホームページ上で確認できるようにするなど取り組みを進めてまいりました。子どもたちの夢を紡いでいく取り組みとしてGIGAスクール事業を実施し、児童、生徒に1人1台のパソコン端末を配備いたしました。また、女満別中学校の大規模改修事業も終わることができました。

本年度は郷土資料室もリニューアルオープンし、大空町の歴史を分かりやすく紹介できるようにもなったところでもあります。幼児教育の体制整備と環境充実のため、社会福祉協議会が運営主体となった認定こども園も開設されたところでもあります。東藻琴地区の児童の放課後の居場所を確保するため「のんきっず館」を整備いたしましたところでもあります。女満別高校、東藻琴高校を町立の大空高等学校として再編し、併せて公設塾の開設に至りました。働く人たちの元気を支える取り組みとして農業農村整備事業の実施、基幹水利施設の維持、整備やリール式散水機の整備などにより干ばつに対処してきたところでもあります。森林環境譲与税を活用した民有林への造林や間伐などの森林整備も進めておりますし、また、女満別空港は道内他の6空港とともに民間委託化が開始をされ、10年来要請活動を行ってまいりましたLCCが就航、2月に成田線、7月に関西線が開設されたところでもあります。安心できる地域をつくるため、ごみ処理の焼却処理について広域検討を開始いたしました。障がい者の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを広域で網走市にはありますが開設できたところでもあります。快適な住環境の確保と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム事業にも取り組んでまいりました。移住定住の推進と体制整備として、移住・定住支援室を設置し、住宅支援、就労支援、生活支援の総合的な支援も進めております。防災拠点となる庁舎の整備といたしまして総合支所の大規模改修を行い、本庁舎と消防庁舎の大規模改修について、現在、鋭意改修計画を取りまとめているところでもあります。災害時の防災活動の拠点、平常時のコミュニティ活動の場としての河川防災ステーションの整備を国と共同で進めているところもあります。良質な水を町民にお届けするため新規水源の確保にも取り組んでいるところでもあります。また、新型コロナウイルス感染症の2回のワクチンの接種にも取り組んできたところでもあります。経済対策としては前述、述べたとおり、さまざまな対策を打ってきたところでもあります。基幹病院である女満別中央病院に対する支援や経営負担を軽減するため病院建物本体を町が取得したわけでもあります。また、斜網地域における周産期医療、脳神経外科医療の確保のため、周辺市町とともに網走厚生病院に対し支援も行っていました。下水道施設を将来にわたり維持するため下水道料金の見直しも行ったところでもあります。東藻琴地区住環境の向上のため中央さくら団地の整備も行いました。税や使用料等の公金をコンビニエンスストアで納付できるようにし、町民の利便性の向上を図ってまいりました。また、両地区を結ぶ開陽中央線の道路整備も進めてきたところでもあります。将来を見据え、地域住民の利便性、生活向上や空港利用者が滞在、滞留するための土地利用構想も取りまとめたまいりました。

随分と羅列をさせていただきましたけれども、担当者にこの4年のことについて書き出しをお願いしたところでもあります。随分と書き出したものだなと私も感心をいたします。私自身は今期だったのか昨期だったのか忘れていたものもたくさんございました。この中で目途がついたもの、方向性が示されたものがある一方、新たな課題が生まれていることも事実でございます。これでよかったのか、自信はなかなかございません。

私のこの4年間の最大の目標は、体調を維持し、リタイヤすることなく任期を全うすることでした。残り4カ月となりましたが、何とかこの目標は達成できるのではないかと考えております。

政策を形にし、執行するには長い時間がかかります。この4年間で形となったものもありますし、まだ形までは至らなくとも方向性を示すことができましたものもあります。一方で、課題は尽きることなく、今もって多くの課題があることも事実でございます。しかし、これらは私1人の時間軸で解決できるものではありません。行政には継続性が必要ですがバトンタッチをするタイミングも大切だろうと思ってございます。このタイミングを見誤ると継続性どころか失速してしまいかねないと思ってございます。

私は、女満別町長に就任した、正確には選挙で当選し、就任するまでの間から自身の引き際について常に考えてまいりました。通算で5期19年間、町政を担う立場として仕事をさせていただきましたが、そろそろ頃合いだと判断をしたところでございます。前回の選挙戦に臨むにあたり今回は最後と自分自身に言い聞かせ、当選後は4年間のどのように過ごしていくかと考え続け、対応をしてきたところでございます。4年間の町政執行方針を改めてご覧いただければ私の覚悟もお分かりいただけるのではないかと存じます。この時期に至り、来年4月執行の大空町長選挙には立候補しないということを改めて決断をし、ご報告させていただきたいと存じます。

議会の場でこのような機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。まだ任期は4カ月でございます。この間も大好きなこの地域のために誠心誠意努めてまいりたいと存じます。ご理解とご協力をお願いする次第であります。ありがとうございました。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。ただ今、町長のほうから次期町長選についての出馬の意向を確認させていただきました。

1番目、2番目については、質問はありません。

特に最後の出馬に向けてですけれども、その決断に立って、私は事細かく、どうだ、あだだということは質問する気はありません。ただ、町民の方はこの話を聞いたときにどう思うかと考えたときに、「え」って思うところが正直なところだと思います。先ほど言った4年間の取り組みを聞いても、町長の力量、そして、国や関係団体との折衝、トップセールスマンとしての力量、そういったものもそうです。また、大空町長の責務だけではなく、道、それから管内、大変多くの公職を持っておられます。北海道町村会の理事として、そして、オホーツク町村会の副会長として、また、北海道浄化槽普及促進協議会の会長として、このほかにも多々公職を持っておられます。そういった実績というのは、町民の皆様方はじめ、たくさんの方が見ておられます。そして何よりも、大空町になって4期無投票という形の中で今日現在に至っております。それは私思うに、やっぱり町長の力量をしっかりと皆さんが理解している。そういった中で、多分、多くの方は次も町長の年齢も含めて、期

待しているところだったのではないかと、そういうふうに思います。

ただ、この最終的判断、出る、出ないはやっぱり本人の判断と私は理解します。先ほど令和3年の町政執行方針の中にも、町長は、この通算19年間、何を成し遂げてきたか、自分が何を求めたか、総括しなければいけないことにも触れております。そして、町長は目指すリーダー像というのにも触れております。町政執行方針の中から引用させてもらいますと、リーダーにとって、ビジョンとそれから熱意と具体的な施策の要素が必要、そして健康と気力、体力も実行力もなくてはならないということに触れております。多分、今日に至るまで、そういったものを含めて今日の判断になったと思います。私はその判断については重く受けとめたいと思います。

そこで最後に、これも幅広い聞き方で申しわけないですけども、女満別町最後の町長として、そして初代大空町長として、そこに携わってきた町長としての考え、今後のことも含めて何かあれば聞かせていただければと、そんなふうに思って最後の質問とさせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ありがとうございます。私は、この地域が、この町が好きですので、この地域を何とかいい町にしていきたい、いい地域にしていきたい、そういう想いで女満別町長、そして大空町長をやってまいりました。

細かく言いますと、そこに至る決断にはいろんな理由がありますけれども、やはり最大は長くやり過ぎると弊害も出てくるということを常に思っております。先ほども言いましたけれども、19年前、平成15年6月1日に当選をさせていただきまして、確か当時の就任は6月23日、3週間ぐらいあったかと思えます。その間に、さて、どこまでこの好きな地域のために頑張ればいいかなと、頑張れるのかなと、いろいろ考えておりました。当然、選挙に身を委ねる立場ですから、4年経ってノーと言われればそれまでということもありますけれども、まずはもともと役場の職員でもありましたので60歳位までは頑張ってやっていこうと、そういう想いを常に持っておりました。そんな中で、町長として立場を重ねていく中で、だんだんそういった年齢に近くなってきたところであります。そういう中で、私のようなタイプであれば、どこまでやればいいのかということを自分自身に常に問いかけた中で、5期20年あたりが一つの区切りの期間であろうと。決してこの地域といいましようか、町長の職が嫌になったとか何とかということよりは、こういう時期になると、私が続けることがこの地域に1番いいのか、それとも新しい人に委ねることがこの地域の最良なのか、そういう視点で物事を見て考えていかなければならないだろうと、そのように思いました。

私のやってきた19年間、だんだんと流石に私自身の気持ちとか体力とか政策立案の能力とか、一頃より落ちているなという感じもいたします。そう考えるとそろそろ次にバトンタッチをする時期だと、そのように考えたところであります。私の年齢というものは二の次の話かなと思っております。正直申し上げて、だんだん、なったときから見て謙虚さもなくなってきたんじ

やないかなとか、先ほど言った企画立案の能力とか、集中力だとか、いろいろなものをつぶさに第3の目で自分自身を見たときに、少し下り坂にかかってきたと、そのような印象を私自身思ってきたところであります。

また、次の新しい方が頑張れる、そういう刺激もこの町にあっていいのではないかなと、確かに安定とか継続ということも必要ですけども、中に改革や刺激そういったもの、いろんなところでもそういうものが見てとれます。先に退任しました、行政ではありませんけれどもファイターズの栗山監督。10年間頑張って良いチーム作ってこられたと思います。しかし、一区切りをつけられました。その中で、新しい監督が就任し、また、そのエネルギーが非常に大きな効果を与えているのではないかと。そういうものをさまざま見るに至って、やはりそのタイミング、頃合い、退き際、そういったものというものは非常に大切だなと常々思っていました。

そういったものをいろいろ考えた中で、そろそろ身を引く時期だと。私が常に当初から考えていた時期に達したなというふうに考えたものですから、このときに後援会の皆さんにもご了解をいただいて、この決断としたところでございます。

この地域が好きでしたから、ここに住む方々が好きでしたから頑張ってきたと思ってございますが、そろそろ引き際だということを自分自身で感じたということで、この決断に至ったことについて、ぜひご理解をいただきたいと思ってございます。また、私ごとで恐縮ですが、こういう機会をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

十分なご答弁になっていないかもしれませんが、私の気持ちの一端ということであります。

今後もこの議会の場以外でも、町民の皆さんにそれぞれ私の気持ちも含めて説明できるように今後もしていきたいと思ってございます。ご理解を賜ればと思います。ありがとうございました。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。質問終わります。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、松田信行議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

(散会 午前11時49分)

令和 3 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 3 年 1 2 月 2 1 日
- ・ 開 会 令和 3 年 1 2 月 2 1 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 1 2 月 2 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課参事	建設課参事
移住・定住支援室長	住民福祉課長
住民課長	総務課主査

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和3年12月22日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第80号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第81号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第82号 大空町女満別ゲートボールセンター条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第83号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第84号 大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付条例制定について
- 日程第8 議案第85号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第9 議案第86号 令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第87号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第88号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第12 発議第12号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第13 発議第13号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書
- 日程第14 発議第14号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書
- 日程第15 報告第16号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	小堀弘樹	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和3年12月22日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、6番、沢出好雄議員及び7番、品田好博議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付している日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第8号

◇議 長 日程第2、認定第1号、令和2年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての8件を一括議題とします。

本件は、令和3年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、沢出好雄議員。

◇沢出委員長 決算審査特別委員会における審査結果について、ご報告いたします。議会提出議案書の1ページ及び3ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年第3回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第1号、令和2年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、令和2年度大空町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定について。認定第４号、令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第５号、令和２年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第６号、令和２年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第７号、令和２年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第８号、令和２年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての８事件であります。

去る１０月１９日、当議会議事堂おきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第１号から認定第８号までの８件すべて原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７７条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第１号から認定第８号までの８件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これから認定第１号、令和２年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第８号、令和２年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件を一括して採決します。

お諮りします。認定第１号から認定第８号までの８件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この８件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第１号、令和２年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第８号、令和２年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第３ 議案第８０号

◇議 長 日程第３、議案第８０号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

○総合支所長 議案書の１ページでございます。議案第８０号、指定管理者の

指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和3年12月21日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等。大空町東藻琴100番地、大空町地域振興施設。

2、指定管理者の名称等。大空町東藻琴71番地の2、大空振興商事株式会社、代表取締役、富田勇。

3、指定の期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

大空町地域振興施設につきましては、都市住民との交流や観光情報、地域情報の発信及び地場産品等の販売などを通じ、観光や産業の振興を図り、より豊かな町民生活の実現に資することを目的として、平成29年4月に設置しております。

現在の指定管理期間は、設置以来1期5年目を迎えており、来年3月31日で満了いたしますが、この期間の指定管理者である大空振興商事株式会社は、これまで施設を適切に管理しており、今後の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれます。また、施設建設前ではございますが、施設のあり方を検討するため平成25年6月に組織されました地域振興施設運営組織準備委員会を取りまとめた運営選択構築計画におきまして、施設の運営は地元商工会員が出資、設立した民間団体が行うことが望ましいとしております。大空振興商事株式会社は、その趣旨に基づき設立された唯一の団体でありますことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今回、同条例第7条の規定に基づき指定管理者として指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、大空町議会定例会参考資料の1ページに施設の概要等を掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第80号、指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 81 号

◇議 長 日程第 4、議案第 81 号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。菅野生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書 3 ページでございます。議案第 81 号、指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和 3 年 12 月 21 日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等。大空町女満別西 3 条 3 丁目 1 番地の 1、大空町女満別研修会館。大空町女満別西 3 条 3 丁目 1 番地の 1、大空町女満別ゲートボールセンター。

2、指定管理者の名称等。大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 11 号、一般財団法人大空町青少年育成協会、会長、福田淳一。

3、指定の期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 か年でございます。

女満別研修会館は、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など、住民福祉の増進に寄与するところを目的としまして、昭和 47 年 8 月に設置された施設でございます。

また、女満別ゲートボールセンターは、町内のゲートボール等のスポーツの普及振興を図ることにより、町民の生活の向上に寄与することを目的に昭和 49 年 3 月に設置された施設でございます。

両施設につきましては条例上、それぞれの別の施設として位置づけられておりますが、渡り廊下で接続されており、両施設を一体的に管理することにより施設の利用効率を最大限に発揮させることができるとともに管理経費の節減を期待するところから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。

指定管理者の指定手続きにあたりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条に基づきまして公募を行った結果、現在の指定管理者であります一般財団法人大空町青少年育成協会 1 者のみの応募でございました。一般財団法人大空町青少年育成協会につきましては、両施設の現在の指定管理者であり、両施設を活用した事業の展開による生涯学習の振興とともに安全を考慮した安心な施設管理が見込まれるところから指定管理者選定委員会による審査の結果、候補者として選定されたところでご

ざいます。

なお、施設の概要等につきましては、大空町議会定例会参考資料の３ページには女満別研修会館、４ページには女満別ゲートボールセンターの施設概要をそれぞれ掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、提案につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第８１号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第８１号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第８２号

◇議 長 日程第５、議案第８２号、大空町女満別ゲートボールセンター条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。松川総務課参事。

◇総務課参事 議案書５ページをお開き願います。議案第８２号、大空町女満別ゲートボールセンター条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年１２月２１日提出、大空町長、山下英二。

議案書７ページ及び８ページは改正文となっております。

提案理由及び改正内容の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料５ページから８ページまでの新旧対照表によりご説明申し上げます。

本案は、平成２１年１０月１９日に制定しました使用料、手数料の設定方針に基づき、公の施設の使用料及び手数料については、受益と負担の公平性を確保しながら公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指し、３年ごとに見直しを行っているところであります。現行の公の施設の使用料については、第４次の改定として平成３０年度に見直しを実施したものであります。

今回は、第5次の改定といたしまして、大空町女満別ゲートボールセンター条例のほか4条例について改正するものです。

参考資料5ページをご覧ください。

大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部改正。別表、研修室の項中、「150円」を「100円」に改正。

大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部改正。別表、ふれあい工芸館の項中、「350円」を「450円」に改正。

大空町体育施設条例の一部改正。別表の1、女満別野球場の表中、「200円」を「300円」に。6ページをお開き願います。上段2、女満別多目的広場の表中、「100円」を「150円」に。中段より上、4、東藻琴野球場の表中、「300円」を「450円」に。5、東藻琴テニスコートの表中、「90円」を「100円」に。6、東藻琴多目的運動広場の表中、「950円」を「1,400円」に改正。

大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部改正。7ページをご覧ください。別表、視聴覚室の項中、「500円」を「600円」に改正。

大空町女満別地域振興会館条例の一部改正。別表、第1会議室の項中、「250円」を「150円」に。第3会議室の項中、「100円」を「70円」に。第2和室の項中、「100円」を「70円」に。調理室の項中、「150円」を「100円」に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、経過措置として、この条例は、施行日以降に納付すべき事由が生じた使用料について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例によることとするものです。

以上、提案理由及び提案内容の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。条例の改正ということで、30年度以来の見直しということで説明があったのですが、2点ばかり、ちょっと教えていただきたいと思います。

ゲートボールセンターの150円を100円に下げているということと、地域振興会館条例の中でそれぞれ金額を下げている。この理由を説明していただきたい。

それとこの条例の改正によって、おおよそ収入金額がどれぐらいになるのか。もし今、分からなければ後ほど結構ですので、条例改正後の収入増という部分で説明いただければというふうに思います。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 三條議員からの2点の質問について、お答えさせていただきます。

ゲートボールセンター条例、地域振興会館の条例改正、その他の条例改正もそうですけれども、この条例改正の理由というものは、あくまでも３年間での施設の維持管理費であるとか年間の開館時間、そういったものを計算のうえ割り返して１時間あたり、あるいは１人あたりの単価を設定して改正するという方針のもとに料金改正を行っておりますので、今回は、このゲートボールセンター条例、地域振興会館条例、その他の野球場であるとかそういった施設条例についても、この考え方に基づいて料金改定が必要になったということでご理解いただきたいと思います。

また、条例改正により収入がどうなるだろうということですが、基本、条例改正を行いましても、町民の利用についてはほとんどの施設で無料と減免措置を講じておりますので、収入の影響というのはそれほどないと考えているところでございます。

◇議 長 ２番、三條議員。

◇三條議員 はい、２番。条例改正で料金改定があるということで、住民の皆さんに当然ＰＲされると思いますけれども、１回だけでなく複数回にわたって周知できるようにしていただければと思います。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 三條議員のおっしゃるとおり町民への周知につきましては、料金改正が行われ、議決いただいた翌月の広報等で周知させていただいておりますので、その中で変わる使用料の周知、あるいはその中にきちんと町民の方の利用については減免措置を設けていますといったものも明記しながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

◇三條議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８２号、大空町女満別ゲートボールセンター条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 2 号、大空町女満別ゲートボールセンター条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 8 3 号

◇議 長 日程第 6、議案第 8 3 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 9 ページでございます。議案第 8 3 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 1 1 ページが改正条文でございます。

議会定例会参考資料 9 ページに大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要を、1 0 ページには大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 9 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

項目の一つ目、出産育児一時金。関係条文につきましては、第 5 条第 1 項でございます。改正の内容につきましては、出産育児一時金を「4 0 万 4, 0 0 0 円」から「4 0 万 8, 0 0 0 円」に引き上げるものでございます。

項目の二つ目、経過措置でございます。関係条文は、附則の第 2 項でございます。改正の内容につきましては、改正後の規定は、施行日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、施行前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 4 年 1 月 1 日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 3 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 3 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 8 4 号

◇議 長 日程第 7、議案第 8 4 号、大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇産業課長 議案書の 1 3 ページをお開き願います。議案第 8 4 号、大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出、大空町長、山下英二。

議案書の 1 5 ページをお開き願います。今回の条例制定につきましては、大空町が出資する法人に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した経営の支援を目的に事業運営等の資金を貸付し、経営の安定及び良好な運営を図るため、条例を制定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。

第 1 条、目的につきましては、先ほども述べましたとおり、大空町が出資する法人に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した経営の支援を目的として事業運営等の資金を貸付し、経営の安定及び良好な運営を図ることとしております。

第 2 条、貸付対象でございますが、資金の貸付を受けることができる法人は、町が資本金、基本金の 2 分の 1 以上を出資している者としております。

第 3 条、貸付金額では、貸付上限を毎年度 3, 0 0 0 万円以内としております。

第 4 条、貸付金の利率では、利率は無利子としております。

第 5 条、償還期間では、その期間を定めておりますが、据置期間 5 年以内の後、償還期間 2 0 年以内としております。

第 6 条、貸付契約では、資金の貸付を受けようとするときは、金銭消費貸借契約を町と締結することとしており、貸付金額、償還期間、償還方法、割賦金の毎年度の償還期限及びその他必要な事項に関して定めることとしております。

第7条では、貸付申請を規定し、第8条、貸付決定では、申請内容を審査し、資金の貸付の可否を決定することとしております。

第9条、繰上償還では、繰上償還について定めており、借受人により金銭を繰上償還したい旨の申し出があったとき、借受人が正当な理由がなくこの条例に反したとき、町長が貸付金に係る債権の保全上必要があると認めたときなどを規定しております。

第10条、延滞金では、借受人が金銭消費貸借契約に規定する割賦金の償還期限までに償還できない場合は、延滞金を町に支払わなければならないことを定めております。

附則といたしまして、第1項で、この条例の施行期日として公布の日からとし、第2項で令和9年3月31日限りでその効力を失うこととしております。また、第3項では、この条例の失効前に第8条で貸付決定をしたもの、第9条の繰上償還及び第10条の延滞金の適用については、条例の失効後もその効力を有することと規定しております。

なお、施行規則につきましては、お手元に配付しております定例会参考資料の11ページから13ページに掲載しております。規則では、条例の施行に関し必要な事項を定めており、貸付申請、貸付決定の通知などの規定を設けておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、条例制定の提案理由についてご説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。ちょっと教えてほしいのですけれども、第2条で町が資本金、基本金の2分の1以上出資している者ということですが、この出資している件数は何件ぐらいあるのか。中身が分からないので、ちょっと教えていただければと思います。

それと資金の貸付金毎年3,000万円ということで、状況によっては次の年も借り入れしなければならない場合も起こってくると思いますけれども、また次の年も経営的にうまくいかないというときには、また引き続き、3,000万円の融資を受けることができるのかどうか、そこをちょっと教えていただければと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條委員のご質問にお答えしたいと思います。

第2条の資金を受けることができる法人の資本金、基本金の2分の1以上出資している者といいますのは、2団体ということになっております。

また、貸付けを来年度以降も必要があればという話ですが、この件に関しましては、コロナウイルスの感染症からの回復の状況にもよると思いますけれども、そういった形で引き続き感染の状況が続いて、資金の必要が生じれば3,000万円を限度として、その中で協議をしながら貸付け等を

検討したいと思っております。
以上でございます。

◇三條議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第84号、大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第84号、大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第85号

◇議 長 日程第8、議案第85号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書17ページでございます。議案第85号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億482万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億3,595万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和3年12月21日提出、大空町長、山下英二。

19ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

13款、分担金及び負担金から493万6,000円減額。15款、国庫支出金に3,948万2,000円追加。16款、道支出金に1,827万4,000円追加。17款、財産収入に259万5,000円追加。19款、繰入金に4,220万9,000円追加。21款、諸収入に110万1,000円追加。22款、町債に610万円追加。歳入合計は1億482万5,000円を追加し、96億3,595万8,000円とするものです。

20ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に515万1,000円追加。3款、民生費に134万1,000円追加。4款、衛生費に4,221万6,000円追加。6款、農林水産業費に4,793万3,000円追加。7款、商工費に100万円追加。8款、土木費に310万2,000円追加。10款、教育費に268万5,000円追加。12款、職員給与費に139万7,000円追加。歳出合計は1億482万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

21ページをご覧ください。第2表、地方債補正。1、変更です。女満別南部地区水利施設等保全高度化事業債は、限度額に730万円を追加し、5,230万円に変更しています。事業内容の見直しにより、地方債の対象となる工種が増えたことによる増額です。女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額に290万円を追加し、4,190万円に変更しています。こちらも同様に事業見直しによる工種の変更によりまして、起債対象額が増加となるものです。焼土処理施設整備事業債は、限度額を410万円減額し、8,950万円に変更しています。事業費の変更、さらに財源となる北海道からの補助額が増額となったことによるものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、30、31ページをお開き願います。

2款1項7目、企画振興費の18節、企業振興促進補助金に4,000円の追加は、事業者への補助額に不足が生じる見込みでありますことから増額するものです。7節、住替え促進奨励金8万円と18節、住替え促進助成金316万3,000円は、空き家住宅等への住替え申請が当初の予定を上回る見込みでありますことから追加するものです。次の18節、生活路線バス運行維持対策補助金190万4,000円は、網走バス株式会社が運行しております女満別空港線、網走女満別空港間につきまして、航空需要の減少などによるバス乗客数の減を踏まえまして、制度に基づき補助するものです。

3款1項1目、社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国からの交付金充当事業につきまして、執行残が見込まれますことから他の事業に充当を振替え、交付金を有効活用することによる財源振替のみで補正額はございません。

2項2目、児童措置費の22節、前年度養育医療給付事業国庫負担金返還金43万4,000円の追加は、前年度事業費の確定精算によるものです。

12節、児童手当支給システム改修委託料90万7,000円は、所得が一定額以上ある場合の特例給付の見直しなど、児童手当制度改正に伴い必要となるシステム改修にかかるものです。

4款1項2目、予防費の7節、集団接種報償費621万4,000円、10節、消耗品費など需用費103万2,000円、11節、郵便料など役務費143万8,000円、12節、予防接種委託料797万円、32、33ページに移りまして、33ページ、1行飛ばしまして2行目、接種円滑化委託料2,165万4,000円、17節、衛生備品247万5,000円のそれぞれ追加は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種にかかる経費です。戻りまして1行目、健康管理システム改修委託料143万3,000円は、成人検診の結果につきまして、健診機関と連動して情報を取得するなどの改修を行うものです。

2項2目、し尿処理費につきましては、先ほどの社会福祉総務費と同様、新型コロナウイルス感染対策にかかる交付金につきまして執行残が見込まれますことから、他の事業に充当を置き換える財源振替のみで補正額はございません。

6款1項3目、農業振興費の20節、経営安定化融資3,000万円は、本町が出資する法人に対し、新型コロナウイルスによる経営への影響を踏まえ、運営等にかかる資金を貸付けるものです。18節、中山間地域等直接支払交付金16万7,000円は、経営規模拡大による草地面積の増加など、交付対象面積が確定したことによるものです。同じく18節、焼土処理施設整備事業補助金30万円は、ジャガイモシストセンチュウの蔓延防止を図るための施設であります。事業費の変更、北海道からの補助額が確定したことにより追加するものです。次の病害虫対策洗浄施設整備事業補助金470万円は、農業生産に影響を及ぼす病害虫の侵入を防ぐための洗浄施設整備にかかる女満別町農業協同組合への補助金です。18節、畑作構造転換事業補助金1,117万7,000円は、農作業の省力化を図るため農業用機械等を導入する町内3つの農業事業者等に対して補助するものです。

5目、農地費の14節、畑地かんがい施設移設工事145万7,000円は、道道福住女満別線の改築工事に伴いまして、畑地かんがい施設が支障となりますことから移設するものです。

2項1目、林業総務費の18節、エゾシカ駆除事業助成金13万2,000円は、シカの捕獲数が増え、処分頭数が増えたことによるものです。

7款1項1目、商工業振興費の18節、大空町宿泊支援事業補助金100万円は、現在行っております町内の観光宿泊施設の利用促進にかかる宿泊費の一部助成につきまして、300件分を追加して実施するものです。

8款2項2目、道路橋梁維持費の16節、用地買収費101万2,000円は、町道西仲通り線の一部が民有地であることが判明しましたことから取得に要する費用です。

4目、道路新設改良費の22節、前年度開陽中央線道路整備事業交付金返還金52万8,000円は、開陽中央線の道路整備にかかる立木の売払収入分につきまして、国に交付金を返還するものです。

34、35ページをお開き願います。

7項1目、空港対策費の18節、女満別空港利用促進事業負担金156万2,000円は、国内チャーター便の運航に対しまして着陸料等を助成し、

観光経済の振興を図ろうとするものですが、当初の予定を上回る見込みでありますことから増額するものです。

10款1項2目、事務局費の18節、町立学校体育文化振興補助金88万8,000円は、体育文化活動において各種大会などに参加する場合、かかる費用の一部を補助するものですが、不足が見込まれますことから追加するものです。

3目、奨学金の7節、奨学金返済支援金6万9,000円は、対象者が増えたことにより不足が生じますことから増額するものです。

2項1目、学校管理費の17節、女満別小学校の管理備品13万2,000円。以下、同じく東藻琴小学校、次の3項1目、女満別中学校と東藻琴中学校にそれぞれ13万2,000円の追加は、空気清浄機を各3台購入するものです。

次の4項1目、高等学校管理費の17節、管理備品20万円は、感染症対策として空気清浄機3台、体温測定器1台を購入するものです。

6項4目、図書館費の10節、消耗品費100万円は、図書館へ図書購入にかかる寄附がございましたことから増額するものです。

12款1項2目、会計年度任用職員費の1節、会計年度任用職員報酬54万2,000円と4節、社会保険料8万5,000円の追加は、職員が出産にかかる特別休暇を取得しますことから、代替として会計年度任用職員を雇用するものです。36、37ページをお開き願います。18節、職員退職手当組合負担金77万円の追加は、町道維持補修事業にかかる会計年度任用職員につきまして、フルタイムでの任用となりましたことから新たに退職手当組合に加入することによるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、26、27ページをお開き願います。

13款1項1目1節、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業分担金292万2,000円、次の女満別豊住地区農地整備事業分担金201万4,000円のそれぞれ減額は、事業内容の見直しによる工種の変更に伴うものです。

15款1項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金797万円は、ワクチン接種にかかる医療機関への委託などにつきまして国から負担されるものです。

2項1目2節、子ども子育て支援事業費補助金90万7,000円は、児童手当制度改正に伴うシステム改修にかかる国庫補助金です。

3目1節、感染症予防事業費等補助金62万5,000円は、成人検診の結果を健診機関と連動するシステムの改修にかかる国からの補助金です。次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,281万3,000円は、ワクチン3回目接種にかかる国からの補助金です。

4目1節、農地整備事業補助金313万3,000円の減額は、先ほどと同様、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業と豊住地区農地整備事業の工種変更に伴うものです。

5目3節、学校保健特別対策事業費補助金30万円の追加は、各学校に整

備する空気清浄機などの購入にかかる国からの補助金です。

16款2項4目1節、中山間地域等直接支払事業補助金12万6,000円は、交付金対象面積の確定に伴うものです。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金212万9,000円の減額は、こちらも先ほどと同じであります。女満別南部地区水利施設等保全高度化事業と豊住地区農地整備事業の工種見直しによるものです。畑作構造転換事業補助金1,117万7,000円は、農作業の省力化を図る農業用機械等の導入にかかるものです。焼土処理施設整備事業補助金440万円と次の病虫害対策洗浄施設整備事業補助金470万円は、病虫害の侵入、まん延防止を図るための施設整備にかかるものです。

17款2項1目2節、土地売払収入259万5,000円は、本年6月の本議会定例会におきましてお認めをいただきました町道2丁目線の路線変更、終点部の廃止に伴う旧道路用地の売り払いにかかるものです。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金4,220万9,000円は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

21款4項7目1節、会計年度任用職員等雇用保険料納付金1,000円は、職員の産休代替として会計年度任用職員を雇用することによるものです。

11目1節、道道福住女満別線畑地かんがい施設移設補償費110万円は、道路工事に伴う畑地かんがい施設の移設にかかるものです。

22款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。議案書31ページの住替え促進事業316万3,000円。その件数と住替えに対する問い合わせや動向などを伺いたいと思います。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、住替え助成、さまざまな相談を受けながらやっていますが、本事業は、大空町空き家登録の制度要綱に基づきまして、町内の一戸建ての住宅に住替えした者、空き店舗及び空き事業所で事業を始めようとする者に対し、助成金を交付することによりまして、空き家及び空き事業所等の有効利用と定住人口の増加による町の活性化を図ることを目的として実施をしております。

この助成ですが、登録している方が情報利用登録をしている方との間に売買等が成立した段階で売り主に5万円の助成金を交付しております。令和3年度からは、売り主に町外在住者が多いことなどから5万円のうち2万円

の大空町商品券交付を取りやめまして、現金5万円の交付ということになりました。代わりに買い主に対しまして一部を商工会の商品券で交付することとしております。

報償費の交付については、予算額12件に対しまして、現在5件、10万円の交付となっております。今後の見込みを勘案しまして4件分、8万円の補正を上程したところでございます。

また、住替え助成金につきましては、売り主に対する5万円分に併せて、買い主に対する助成金20万円を限度と改修にかかわる費用、上限30万円、賃貸物件に対する家賃助成、月額5,000円掛ける12ヵ月上限を助成する4本から成り立っておりまして、住替え交付助成につきまして、売主は6件分、30万円、買い主分5件、90万円、改修分が5件で150万円、家賃助成が3件、9万円となっており、現在進行中のものも含む今後の見込みを勘案いたしまして316万3,000円の増額補正を上程したところでございます。

今年の当初予算につきましては、令和2年度の第3回定例会で増額補正した額での計上となっておりますが、町営住宅の住替え者や町外からの移住者の増加など当初予算に不足を生じましたことから、本定例会において増額補正を上程させていただきました。当支援室の職員が町内空き家などの調査や空き家等登録を積極的に推進していることから効果が現れているものと考えさせていただきます。

一方、移住者からのニーズは戸建ての賃貸住宅の希望が非常に多いということに対しまして戸建て賃貸物件は皆無に等しく、当該物件の掘り起こしが大きな課題となっております。今後も当室において空き家登録情報を推進し、積極的に進めることに併せて、戸建て賃貸住宅確保に向けての制度の設計も考えておりますので、議員各位におかれましても情報の提供、町内各所での周知について、ご協力いただければと存じます。

以上、後藤議員の質問にお答えいたします。

◇後藤議員 分かりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。2点ばかり教えていただきたいと思います。

33ページの畑作構造転換事業。3事業者に貸し付けるという説明があったのですが、この制度の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

それから下のほうの有害鳥獣駆除推進事業ということで、エゾシカの駆除事業助成金の増額になっておりますけれども、もし分かるのであればシカの捕獲数、それと有害鳥獣ですからキツネ、熊の捕獲数。今、分からなければ後ほどで結構ですので教えいただければと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

一つ目の質問は、畑作構造転換事業補助金1, 117万7, 000円の内容についてでよろしかったでしょうか。本件につきましては、農業における労働者不足や病害虫リスクの拡大の課題に対応するため、バレイショやてん菜、豆類等の省力作業体系や生産性構造技術の導入、輪作体系を適正化するための作物の導入などにつきまして、生産性の向上等を支援するものでございます。事業としては、省力効率作業体系の導入支援、また、持続可能な産地形成に向けた生産技術作業体系の導入支援ということで、今回3件の農業者団体に補助するものでございますが、北海道の補助金をそのまま町の会計を通しまして補助するものでございます。

今回は農業機械の導入等について補助するものでございます。今回の事業で導入する機械につきましては、ポテトのカッティングプランターの導入が1台、ロータリーリッシャー、バレイショ用の作業機械の導入が1台、また、ポテトハーベスターの導入と、それ用の牽引用トラクターの導入がそれぞれ1台ずつという状況になっております。

エゾシカの捕獲頭数についてでございますが、今回補正させていただいている部分に関しましては、エゾシカを捕獲した後の処分にかかる経費でございますけれども、今回捕獲した頭数につきましては、化製場への処分と民間の食肉センターへの処分用の頭数合わせまして134頭と25頭ということで、159頭分の助成ということになっております。

また、キツネと熊の捕獲数については、現在の頭数につきましては手元にちょっと資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時02分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

作田産業課長。

◇産業課長 エゾシカの捕獲頭数の関係につきまして、再度ご説明をさせていただきます。

今回の補正は13万2, 000円となっておりますが、当初予算は57万6, 000円の予算計上していたところでございます。当初予算では化製場への処分費用90頭、民間食肉センター50頭、合わせて140頭で計上させていただいたところでございますが、処分先が変更になったのと、頭数が先ほど申しましたとおり134頭と25頭で159頭ということで増頭になりました分を差額として今回13万2, 000円を計上させていただきました。

以上でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第85号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第11号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第85号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時13分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで先ほどの議案第85号の質疑に対しての追加の答弁がありますので、それを許します。作田産業課長。

◇産業課長 先ほどの補正予算の有害鳥獣の駆除の頭数につきまして、追加のご答弁をさせていただきたいと思います。
12月現在で駆除していますキツネの頭数につきましては13頭、熊については1頭でございます。
以上でございます。

◎日程第9 議案第86号

◇議 長 日程第9、議案第86号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書41ページでございます。議案第86号、令和3年度大

空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）。

令和３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億６，７９２万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和３年１２月２１日提出、大空町長、山下英二。

議案書４３ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

２款、道支出金に１２万円を追加。４款、繰入金に１５万８，０００円を追加。歳入合計は２万８，０００円を追加し、１１億６，７９２万５，０００円とするものです。

４４ページをお開き願います。歳出です。

２款、保険給付費に１２万円を追加。７款、諸支出金に１５万８，０００円を追加。歳出合計は２万８，０００円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、５０ページ、５１ページをお開きください。

２款５項１目、葬祭費の１８節、葬祭費に１２万円の追加は、国民健康保険に加入している被保険者が死亡した場合、当該被保険者の葬祭を行う際に行う者に対し、葬祭費として３万円を支給するものでございます。４名分を見込んでございます。

７款１項２目、返還金の２２節、保険給付費等交付金返還金に１５万８，０００円の追加は、令和２年度事業費の額が確定したことによる返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、４８ページ、４９ページをお開きください。

２款２項１目１節、保険給付費等交付金の普通交付金に１２万円の追加は、歳出で計上いたしました葬祭費分で、全額が道補助金で賄われるものでございます。

４款２項１目１節、国民健康保険基金繰入金に１５万８，０００円の追加は、前年度において保険給付費等交付金を多く歳入で受けていたため、基金から一部を取り崩し返還金の支払いに充てるためのものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第86号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第87号

◇議 長 日程第10、議案第87号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書53ページでございます。議案第87号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。

令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,489万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。令和3年12月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書55ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

4款、諸収入に2,125万2,000円を追加して、歳入合計3億5,489万7,000円とするものです。

続きまして、56ページをお開きください。歳出です。

1款、総務費に2,125万2,000円を追加して、歳入合計と同額とするものです。

次に、57ページをご覧ください。第2表、繰越明許費です。1款2項、女満別高台地区簡易水道整備事業2,125万2,000円は、本年9月23日に発生した落雷により故障した東部高台配水池の制御盤を復旧するもの

であります、リレー等の部品が全国的に不足しており新たな制御盤の制作に時間を要し、年度内に事業完了しないことから繰り越すものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたします。歳出から説明いたしますので、64、65ページをお開きください。

1款2項2目、建設改良費の14節、工事請負費の水道施設建設工事2, 125万2, 000円の増額は、繰越明許費で説明した東部高台配水池の制御盤にかかる工事費です。

続きまして、歳入の説明をいたします。62、63ページをお開きください。

4款2項2目1節、雑入2, 125万2, 000円の増額は、東部高台配水池が加入している建物共済保険を歳出の増額に伴う財源とするものです。

以上、補正予算の内容について説明いたしましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第87号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第88号

◇議 長 日程第11、議案第88号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページでございます。議案第88号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第12号)。

令和3年度大空町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,907万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億8,503万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年12月22日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に4,784万1,000円追加。19款、繰入金に123万2,000円追加。歳入合計は4,907万3,000円を追加し、96億8,503万1,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

3款、民生費に4,784万1,000円追加。10款、教育費に123万2,000円追加。歳出合計は4,907万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、10、11ページをお開き願います。

3款1項1目、社会福祉総務費の10節、印刷製本費4万4,000円。次の11節、郵便料9万2,000円と口座振込手数料20万5,000円。18節、子育て特別給付金4,750万円のそれぞれ追加は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するものでありますが、さきに補正予算としてお認めをいただきました子ども1人あたり5万円の給付に今回提案の5万円分を追加しまして、合計10万円を一括現金給付とするものです。

10款7項3目、給食センター費の10節、修繕料に123万2,000円の追加は、女満別学校給食センターの外調機、室内の吸排気にかかる電源設備が故障したことによるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、8、9ページをお開き願います。

15款2項2目4節、子育て特別給付金給付事業費補助金4,750万円。次の事務費補助金34万1,000円の追加は、歳出で説明をさせていただきました子育て世帯を支援する給付金にかかる国からの補助金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金123万2,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、後藤委員。

◇後藤議員 はい、1番。子育て特別給付金支援事業についてお伺いしたいと思います。

大空町は1次産業が主体の町ではありますが、所得制限により支給対象外になると想定される件数が分かるのであれば、町民の関心が高いので伺

いたいと思います。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 後藤議員の質問にお答えいたします。

所得制限につきましては、本年9月分の児童手当の支給におきまして、特例給付となっている方が所得制限額以上ということになるものでございます。人数につきましては115人、59世帯になってございます。また、お子さんが高校生世代のみの世帯につきましては、保護者の所得状況が確認できないことから把握はできていない状況でございます。

今回、所得制限額以上に該当される方につきましては、8割以上が農家の方ということ、またその他につきましては会社の役員ですとか団体職員というようなことで記憶しているところでございます。

なお、12月18日の新聞によります発表におきましては、オホーツク管内18市町村のうち所得制限を設けないと答えている市町村につきましては2町というようなことで報道発表がされているところでございます。大空町につきましては国による枠組みどおり児童手当の所得制限額に準じまして支給することとしたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

◇後藤議員 はい、分かりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。関連質問ですけれども、今回10万円ということで、年内の支給ということで理解してよろしいでしょうか。その辺、お答えください。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 三條議員の質問にお答えいたします。

中学生以下にかかります児童手当を支給している世帯につきましては、年内の支給をする予定で、現在、事務のほうを執り進めているところでございます。

また、交付申請が必要な高校生世代、また、保護者が公務員の方及び新生児で申請が必要な方につきましては、随時、申請を受け付けることといたしまして、審査が整い次第、随時給付したいというふうに考えてございます。申請が必要な方につきましては、年明け早々にも支給したいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 88 号、令和 3 年度大空町一般会計補正予算（第 12 号）
を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号、令和 3 年度大
空町一般会計補正予算（第 12 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 発議第 12 号

- ◇議 長 日程第 12、発議第 12 号、大空町議会会議規則の一部を改正す
る規則制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。8 番、齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議員 議会側議案書 5 ページをお開きください。発議第 12 号、大空町
議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のと
おり提出する。令和 3 年 12 月 22 日提出、大空町議会議員、齋藤宏司、松
岡克美の両議員です。

7 ページは規則の改正文となっております。

改正の理由につきましては、新旧対照表で説明いたしますので参考資料の
1 ページをご覧ください。

規則第 50 条は、議決計画を定めており、第 2 号に大空町町営住宅等長寿
命化計画を規定しております。平成 24 年に計画が策定された際、大空町住
生活基本計画と大空町町営住宅長寿命化計画の 2 つの計画が 1 冊の計画書で
ありましたことから表記の計画名としております。現在はそれぞれ別の計画
書となっておりますことから、規則と整合性を図るため改正するものであり
ます。

規則第 50 条第 2 号の「大空町町営住宅等長寿命化計画」を「大空町住生
活基本計画」に改めます。

附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願い
いたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第12号、大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第12号、大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第13号

◇議 長 日程第13、発議第13号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇原本議員 議会側議案の9ページをお開きください。発議第13号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書。
このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年12月22日提出、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齊藤、後藤の各議員です。

11ページでございます。この要望の内容であります。道内では海洋観測のデータや南方系魚種の回遊が多く見られることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推測され、地球温暖化・海水温上昇の原因究明が急務となっています。

サケ・サンマ等が減少、コンブの水揚げも激減し、この状況は漁業従事者、水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の衰退を招きかねません。

このことは、新型コロナによる飲食店での消費減退に伴う魚価安が水産漁業者の不安を増幅させ、また、赤潮発生でウニや秋サケなどに被害が及び、経済的損失を被るとともに来年以降の漁に大きな不安を生じさせています。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望します。

記、1、カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。

2、海水温の上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。

- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第13号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第13号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第14号

◇議 長 日程第14、発議第14号、燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇原本議員 議会側議案の13ページをお開きください。発議第14号、燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年12月22日提出、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員です。

15 ページでございます。この要望の内容であります、コロナ禍で停滞していた経済活動が回復期に入り、燃油価格が高騰し、関連する石油製品、肥料・飼料など生産資材価格上昇にも波及しており、農畜産物価格が低迷している中、農業経営を圧迫しています。

一方、来年度概算要求において、担い手育成を図るための新規就農者育成総合対策では、これまでの全額国費負担から地方負担を求める内容となっており、地方自治体の財政差によって取り組みできない地域が発生する可能性があります。

ついては、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策などについて、万全な施策を講ずるよう下記の内容を要望します。

記、1、燃油や生産資材等の価格高騰対策について。

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2、新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について。

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取組みに差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号、燃油等の価格高騰対策、国の農業や予算や運用変更に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第14号、燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 報告第16号

- ◇議 長 日程第15、報告第16号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

- ◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第16号、例月出納検査結果報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和3年8月分から令和3年10月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月17日、9月分につきましては10月20日、10月分につきましては11月19日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他、特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

- ◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

- ◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

- ◇町 長 令和3年第4回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

今回は6人の方から一般質問をちょうだいしたところでございます。項目も多数に渡りました。その中で、私の進退に及ぶご質問もいただき、来期については立候補しないということを、この議会の中で表明させていただいたところであります。

一般質問をいただいた事項などにつきましては、残り、私の期間内ですべて解決できるものばかりではないと、そのようにも受けとめております。ただ、職員に常々言っておりますのは、議会からの一般質問、それに対する答弁というものは、町民を代表する議会の議員の方々が町民の町民に代わって

町に対してさまざまな提案やご意見を語るその場であると。そして、代表して私が答弁を申し上げておりますけれども、これは私個人の約束ではなくて、行政体としての大空町が町民の皆さんに約束をしたことであると。であるので、職員みんなでこの答弁した内容について努力をし、そして、解決を図っていかねばならないと常々申しております。そんなことから、私の残りの期間はもちろんでありますけれども、それ以降も含めてしっかりと今回いただいた一般質問にも対応してまいりたいと思っているところでございます。

また、この議会の中では3回目のワクチン接種に関する予算などについてもお認めをいただいたところでございます。実際のワクチン接種は年明けからになるかと思っておりますけれども、国の動向もございしますができるだけ早くワクチン接種が完了できるように取り組んでまいりたいと思っているところであります。

さらに今日は追加の議案として、町民の子育て世帯に対する10万円の現金での一括交付の予算もお認めをいただいたところであります。先ほど、担当課長からご答弁の中でも申し上げましたとおり、議決をいただきましたので、直ちに支給手続きに入り、できる方々については年内に支給を行ってまいりたいと思っているところでございます。状況が刻々と変わる中ではありますけれども、臨機応変に対応しながら万全の体制で今後も臨んでまいりたいと思っております。

各般にわたりご理解やご指導いただきました。改めてお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 以上で令和3年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時49分)